

令和6年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年6月11日 午前9時宣告

開 議 令和6年6月11日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年6月11日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

6 番、宮崎知恵子さんの発言を許します。

6 番（宮崎知恵子君）

おはようございます。6 番議員の宮崎知恵子でございます。

今回は 3 つの質問をさせていただきます。

まず 1 つ目の、国民負担率についてお伺いをいたします。

現在、政府が会議決定をした 2024 年の予算案は、2 年連続で 110 兆円を超えております。歳出が税収を大きく上回る状態が続き、政府の借金 は 1,200 兆円以上あり、そのお金は国民の血税であります。

政府は、この 6 月から所得税の定額減税を行い、減税で国民に還元するとアピールをしておりましたけれども、代わりに社会保障料の引き上げが着々と進められております。2024 年度から、年収 420 万円以上の高齢者を対象に介護保険料はアップをします。2026 年から、少子化対策の財源確保のために、政府は医療保険料の上乗せを 6 月 5 日の本会議で可決成立させ、順次実行に移行します。

最近では、マイナンバーと銀行口座の紐づけを義務化して資産や所得を政府が把握し、社会保障の財源確保をすべきとの提言もされております。昨今では、国民の税金の負担が大きいと言われており、社会保障などにより、あまり知られておりませんが、徴収されるお金がたくさんあります。また、森林税などのように、国税と地方税の二重課税になっているものもあります。

このような税金の仕組みについて、自分たちが実際に徴収されておりますけれども、その構造についてはあまり町民も知らない人が多いのではないかと思います。

そこでまず、税金や社会保障の内容について、少し理解ができるように、国民負担率に関する説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

住民課長（真辺美紀君）

おはようございます。宮崎議員の質問にお答えいたします。私の方からまず国民負担率について説明をさせていただきます。

国民負担率とは、国民全体の所得に占める税金と社会保障費の負担の割合のことで、国税や地方税の合計である租税収入金額を国民所得で割った「租税負担率」と、医療保険や年金保険などの社会保障負担額を国民所得で割った「社会保障負担率」を合算した数値です。わかりやすく申しますと、所得のうち、義務的に支払っているお金の割合ということになりまして、国民がどれだけ公的な負担をしているかを示し、社会福祉の充実度合いをはかる指標とされています。日本では、少子高齢化が進むにつれ、この率は上昇し続け、昭和45年度には24.3%であったものが、昭和54年度に30%台になりました。平成25年度には40%を超え、財務省の発表では、直近の令和5年度の数値は46.1%になると推計されています。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

もう一度反復練習をしますと、国民全体の所得に占める税金と社会保障に占める税金を、国民所得であることで算出されたものが、国民負担率ということですか。

住民課長（真辺美紀君）

はい、そのとおりです。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。令和5年の実績見込みの国民負担率が46.1%ということでしたが、社会保障の負担が増えているために、この5割近い高水準となっているということでしょうか。

住民課長（真辺美紀君）

社会保障、社会保険料だけでなく、税金の方も昔から比べますと所得税、住民税率も変わってますので社会保険料だけではなく、税金と社会保険料の、両方、法律改正によってだんだん負担が上がっているということだと思います。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

そこでまた佐川町におきまして国民負担率に相当する数値がわかれば教えていただきたいなと思いますが。

住民課長（真辺美紀君）

この国民負担率っていうのは、日本の国内全体で試算したもので、この税収入の中には大企業の法人税とか消費税も含まれています。なので、各市町村単体でこの数値を公表するような統計数値はありませんので、佐川町だけの国民負担率を提示することは、まず不可能に近い状態です。しかしながら、佐川町というよりは日本国内の一般的なサラリーマン家庭での税金と社会保障費の額は概算で試算することができますので例を申し上げます。

所得税や住民税の控除額につきましては、各世帯の状況によって違いますので、概算とはなりますが、まず1つ目の例としまして、夫婦共稼ぎで子供2人世帯、収入は夫が500万円、妻が300万円の場合、所得の合計額は世帯で約560万円、所得税が約22万円。住民税が約15万円。社会保険料が約93万円となり、所得に対する負担額合計の割合は約23%となります。

もう1つの例としまして、夫の収入が400万円、妻が専業主婦で、子供が2人の世帯ですと、所得は約280万円。所得税住民税がそれぞれ3万5千円、社会保険料が約48万円となり、奥様の方が専業主婦の場合は、所得に対する負担額合計の割合が約20%と低い数値になります。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

わかりました。ありがとうございます。

最近はですね、国民あたり平均450円を徴収するという、子供子育て支援制度の創出などを盛り込んだ審議がありまして、政府は2023年に子供未来戦略を会議決定をし、28年度までに約3.6兆円の安定財源を確保する発表をしております。そのうち支援金については、医療保険料に上乗せする形で財源を確保する、事実上の子育て増税と言えます。すでに令和6年の6月5日に決定したと、高知新聞に記載をされておりました。

このように、形式上は税金ではないですけれども、徴収されていくお金が多く、その構造自体が複雑になっておりまして、何をどのように、どういう理由でお金を取られているというかわからない人も多いと思います。私も含めてですが。行政の方で、できるだけわかりやすく、理解した情報発信をしていただきたいと思いますけれども、具体的に新しく徴収された場合、情報の発信というものはされておりますでしょうか。

住民課長（真辺美紀君）

税金や社会保険料の制度が変わったとき、つまり法律改正があったときですが、佐川町独自で情報発信をしているかどうかということですが、皆様、ニュースとか新聞報道で十分情報を取得されていることと思われまので、役場としてその都度、詳細に住民の皆様にお伝えすることはいたしておりませんが、皆様に関係の深いと思われるような内容につきましては、広報等でお知らせをさせていただいています。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。それではやっぱり新聞とかそういう情報をきっちりとキャッチをしておくべきということでございますね。はい。わかりました。ありがとうございます。

次に、増税や二重課税の負担軽減についてお伺いをしたいと思います。

多くの自治体が近い未来に、人口減少や若者がいなくなり、過疎化で消滅すると言われております。

佐川町でも、20代とか30代の若い人が、特に女性の人口が少なくなっていることが問題視されておりますが、佐川町でも、少子化対策、過疎化対策として、若者への補助金、引っ越し費用や子育て出産の支援などを試みておりますけれども、若い世代の結婚や出産を考えない人が急増しているように思われます。

その大きな理由の1つとして、税の負担も挙げられるのではないかと私は思います。そういった状況の中で、二重課税も負担が大きく、新しく始まった一律千円を徴収する森林環境譲与税の導入によって、高知県が取り入れている一律500円の森林税は、この二重税になるのではないかと思います。国の森林税も県の森林税も目的が重なる部分がありまして、必要性をあまり感じておりません。一応、農林水産省のホームページでは、市町村においては間伐材等の森林の整備に関する施策等、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備の促進に関する施策に充てることとしておりますが、使途内容についてはインターネットに公開する義務がありますが、その内容が曖昧になりやすいという声が上がっております。

また、ガソリンもガソリン税等石油税、石炭税に加えて、消費税もかかる二重税となって苦しいとの声も上がっております。

このような状態の中で、数年後には自治体が政府から受けられる補助金も乏しくなり、町民の税負担も大きくなる。と予想されております。

そこで税金に頼らず、行政自ら稼ぐことのできる能力が生き残るために必要ではないかと思いますが、自治体が利益を上げると地方交付税を減額されるなど、不利に働く部分もあり、厳しいのは十分承知をしておりますけれども、将来のためにも、町民の税負担、森林税等の二重課税を軽減する方法や、有利に何か手だて、創意工夫がないかということをお尋ねいたします。

住民課長（真辺美紀君）

宮崎議員がおっしゃいましたように、国民負担率の高さは社会的な不安要素として日本全体の課題となっています。この負担額の中には様々な社会福祉サービスの財源となるものもあり、高齢化が進み、サービスの利用が増加する中で国民の負担が増加し、特に現役世代、若い世代の方たちの負担が増え続けることはそう簡単に現時点では変えられるものではないと認識しております。

若い世代の方たちが自分たちの将来の生活に不安を持つのは当然のことであると思います。しかしながら、現時点では佐川町内におきまして、住民の方々の税金や社会保障費の負担を軽減するといった具体的な支援策はございません。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。今のところはないということですので、やっぱり経済を豊かにするという面では、町長みずから、やっぱり佐川町の経営に関して豊かなまちづくりをしていただきたいと思いますと思いますけれども、町長のご意見として伺いをいたします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

税の関係とかですね、いろいろ先ほどから住民課長の方がお答えをさせていただきましたが、国によってですね、決めさせていただいて、都道府縣市町村に降りてきておりますので、佐川町だけ特別に広報するということはできないような状況でございますので、今後、佐川町でできることを実施しながらですね、住民の福祉の向上と、発展させていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。今回の3つの質問は全部関連しての質問でございますので、また引き続き町長にも、答弁をしていただきたいと思いますので。はい。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

人口減少に対する考え方について、お伺いをいたします。

佐川町に限らず、多くの地方自治体にとって大きな課題として、人口減少が挙げられます。人口減少は、学校の統廃合の加速だけでなく、公共費用の引き上げ、空き家問題の加速、地方産業の衰退、医療サービスの低下など、多数の問題につながる深刻な問題です。今、こうした悩みがある一方で、様々な市町村では、我先に子供への医療費無償化、給食費無償化などを決定し、いわば若者世代の定住化に向けて、魅力のPR合戦が続いている中だと思います。

こうした競争の中にいると、税収の多い市町村はより多くの若者に移住者を捕まえることができ、税収入に厳しい市町村には遅れをとっていくことになってしまうと考えております。

また、無償化というのは一見聞こえはいいですが、それは裏を返せば、さらなる税負担を町民、国民に強いるということと同じであると思っております。

やはり、この方向性には慎重であるべきであろうと思ひますし、町の税収をばらまくという方向性では、先行きに限界があると考えております。私はかねてから、何でも無償化していく流れに対してはいかがなものかなという疑問を感じているものの1人として、町の魅力化は、別の角度から検討するべきではないかと思っております。

過疎化に進む市町村における問題点として、暮らしやすいというものが挙げられます。特に仕事がないのにそこに移り住むというのは大変厳しいものがございます。雇用創出という観点で言えば、岐阜県の大洗町や境町の干し芋産業が良い例として挙げられております。

両者では、ふるさと納税の返礼品として干し芋が人気でございます。境町では、ふるさと納税返礼金をきっかけに開発した干し芋が町の産業にまで発展したそうです。そして、境町は6年連続で寄附額が関東1位とのこと。こうした産業をふるさと納税

に頼ることなく販路を開拓し続け、産業として定着していきたいと、町長は述べておりました。このように、ふるさと納税を活用しながら、若者定住のために、産業の創出ということを考えていくべきではないかと考えます。

質問ですが、企業とのタイアップによって仕事の創出、雇用の創出、生きがいの創出、希望の創出を通して、少子化対策を図る方向性を考えておられますでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

まず人口減少についてですが、町といたしましても出生数がご存じのように減っておりまして、大きな自然減の要因となっております。県におきましても令和4年の出生率が47都道府県で最少となるなど、深刻な状況にありまして、高知県は今年度から人口減少対策総合交付金、これを創設されまして、地域に若者が増え持続可能な人口構造への転換を図る取り組みの方進めているところでございます。

宮崎議員がおっしゃいますように、町といたしましてもこれまで子育て支援や移住施策など、支援という部分での取り組み進めてきております。今年度からは中学生までの医療費無償化というものが、18歳以下というところなんかこういった公的な支援も進めているところでございます。

宮崎委員のご質問もありましたように、若者の流出抑制、移住施策、少子化対策、こうしたものを行っていく上で仕事が必要なことというふうに考えておりますが、企業誘致や仕事の創出というものにつきましては、町1つのですね、取り組みでは難しいというのも現状であります。

県といたしましても、人口減少対策における産業施策の一環といたしまして、比較的若年層の雇用創出、こういったものが期待できる、ITコンテンツ関連企業や、事務系企業の誘致などにも取り組んでいるところでありまして、佐川町は幸いですね、高知市への通勤圏域、道路の方の整備も進んでおりますし、JRも町内に5つ駅がございますので、こういったことがありますので県としっかりと連携を図りながら企業誘致、こういったところの情報もですね、密に共有をしていきたいというふうに考えております。

町といたしましても、若者が定住しやすい、先ほど言われましたそういった農産物でありますとか、町は一次産業がやっぱり核になってくると思いますので、そういったところでもありますね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

また自信や生きがいということにつきましては、教育が重要な要素になるのではないかというふうに考えております。ふるさとを愛する子供たちを育て誇りを持って、ふるさとで住み続けることができるよう、また、転出した若い世代が将来的にＵターンして帰ってきていただけるような、ふるさとで生活したいと思えるようなふるさと愛を醸成するふるさと教育、こちらにも現在力を入れて取り組みを進めているところでございます。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

私が望んでおりますようなお答えをいただきまして、佐川町も文教のまちでござimasので、今、頑張って教育委員会の方でも、ふるさとの大切さとか、もういろんな教材も使わせていただきまして、町全体がそういう文教の町にふさわしい機運を盛り上げていったら、佐川町全体も１つになるんじゃないかなという楽しみもございまして、こういう質問をさせていただいておりますが、そこで町長にもう一度答弁していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど課長の方からは創出についてどういった対策をしているかということをお答えさせていただきましたが、人口減少はですね、本当に佐川町だけでなく高知県、全国的にも重要な重大な課題となっておりますのでございます。

人口の減少によりまして、長期的にはですね、税金など先ほどの質問にもありましたが、歳入の減少が見込まれる一方で、高齢化はさらに進むことから社会保障関係経費などが増加し、財政の硬直化が進行を強めていくこととなります。また財政に余裕がないとですね、公共施設とかインフラの老朽化への対応等が難しくなりまして全般的に行政サービスの低下を招く恐れがあります。

また少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少によりまして国内の需要の減少による経済規模の縮小、労働力の不足、我が国の投

資先として魅力低下による国際競争力の低下、医療介護費の増大など、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機、基礎的自治体の担い手の減少など様々な社会的経済的な課題が深刻化することとなります。そして何より地域のこういった中山間の繁栄なくして国の発展はないと、内閣総理大臣の方も言っております。

東京や大都市圏内におきまして、高齢者人口が増加して年少現役人口が減少している状況ではございますが、一方、佐川町のような地方ではですね、年少現役人口だけでなく、高齢人口も減少している状況であります。地方のですね、人口を減らしている要因となっているのは、出生率の減少も1つの要因ではありますがそれだけではないと考えております。何より若者を中心にですね、地方から都市への人口移動が続いているのが現状でございます。

高知県だけでなく全国的にも人口減少を前提としつつ、地域の活力を維持していくためには、若年層を中心とした転出抑制と転入増加、出生率の上昇に取り組み、人口減少と少子高齢化の抑制に、年齢構成のバランスの改善が重要だと考えております。国におきまして、令和5年4月からこども家庭庁を創設しまして、異次元の対策を実施していくこととしております。

佐川町におきましても国、県の動向を注視し、国、県が行っている対策で町独自の対策が必要と考えますが、厳しい財政状況の中で、一般財源で実現していくには限界があると感じております。

そのため先月の5月にですね、仁淀川流域の町村長の皆さんと一緒に上京し、こども家庭庁、財務省、県選出の国会議員の皆さんに少子化対策の推進及び子供子育て政策の強化について要望書を提出させていただき、しっかり対応していくとお返事もいただいております。

今後におきましても国、県にはしっかりと支援をしていただくよう要望活動を行っていきたいと考えております。確かに国民参加でですねいろんな議論を重ねまして、町独自の組織を立ち上げて協議していくことも必要であるとは感じておりますが、いろいろな場面でですね、先ほどまちづくりの課長からも答弁させていただきましたが、いろいろ協議をさせていただきながら、皆様からご意見、ご提案をいただき、前向きに進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

まず一人一人ができること。例えばですね、先日、夢まちランドの運動会がございまして、小学1年生2年生も参加をしまして、もう大変盛り上がったということをお伺いしておりますのもそうですけれども、佐川町商工会の総会におきまして、佐川中学校の生徒さんが地域の企業、私のところとかそういう商店街を散策しましてですね、問題点とかいろいろなものを定義した発表が、2年かけて、それを統計的に示唆して、総会で発表してくださったというようなこともありまして、本当に若い人の考え方はまた私たちのシニアが考えるような考え方では全くない、本当に希望あふれたの発表でございまして、副町長も行かれておったと思いますけれども、本当にね、まだ捨てたもんじゃないなっていう、私的にももうすごい希望の発表でございました。

そしてまた、今度また高校生が桜咲くプロジェクトをやりますよね。そういうふうにしてやっぱり地域がひとつにこう盛り上がる、ちっちゃな団体でもいいので、そういうことをつなぎ合わせていって佐川町を活性化していく。その中から、町長が言われたように、いろんなご意見を議員もそうです、行政もそう、市町もそうですし、一連になってですね、佐川町を本当によりよいまちづくりにしていきたいなという思いさえ、もう結束していれば、すごい未来は明るいと思いますので、本当に皆さんで頑張っていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

続きまして防災についてでございますが、今年に入って各地において災害が多発しております。佐川町におきましても、防災に意識を向けて進んでいる必要があると思っております。一般質問でも、他の議員さんも、災害についての心配も質問されておりましたけれども、私の1つ目の質問といたしまして、災害が起きたときに、西佐川駅付近では葦が生い茂っております、中には大木がもう何本というか、もうすごいあります。川の増水などで不安があるという思いがありますけれども、町としての対策はいかがしておりますでしょうか、お伺いをいたします。

建設課長（吉野広昭君）

そしたら私の方からお答えをさせていただきます。

柳瀬川につきましては、実際のところは高知県の方の管理になっております。ご質問のあったですね、柳瀬川の管理状況につきまして、河川管理者であります高知県中央西土木事務所越知事務所の方に確認をさせていただきました。その回答内容につきましてはですね、次のとおりです。

まず1点目、葦の繁茂については、県下的な問題であるというふうな認識はしておりますが、洪水等への影響は比較的少ないということから、予算の確保についても大変厳しい状況であるということです。

一方、河川内に生えております大きな樹木については、洪水時に影響を及ぼす可能性が高いため、伐採をしていきたいと考えておるということです。

河川の計画河床より堆積した土砂について、洪水時に水位が上昇して氾濫の危険性が高いため、そのような箇所については計画的に浚渫を行っておるということです。

今回ご指摘のあった西佐川駅付近の大きな樹木につきましてはですね、本年度より伐採を行う予定であるということです。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

私も西佐川の方から尾川をずっと見ていきまして、そのうち、大木がかなりありますので、もう優先順位としても、この大木だけでも思っておりましたので、いい答弁をいただきまして、ありがたいと思っております。ありがとうございます。

私は地域の災害対策は住民がやっていけばよいという考え方が主流ですけれども、ただ先ほど人口減少についても質問させていただきましたけれども、町内で高齢化も進んでおりまして、自治会内での連携協力に対処するものにも限界が出てきております。

その部分のしわ寄せが町にかかっているのではないかというふうに私もとらえておりますけれども、ただ本来であれば、自分の住むところは自分たちで守っていこうという姿勢があるべきだと考えておりますので、その意味でも少子化対策を講じつつ、防災面でも町民一人一人がより貢献してくださる方向にいかたいなと思っておりますので、こうした地域の連携強化は町の財政面でもとても大事な部分ではございますけれども、町としてこうし

た地域の連携強化への対応というものは、どのようになっていますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

特に災害が発生したとき、大規模災害の際にはなかなか消防や警察なんか、公的機関による救助とか救援活動、公助の活動が始まるまでには時間がかかることが想定されますので、議員さんがおっしゃってくださっているように地域での助け合い、そういったことが必要になってこようかと考えているところでございます。

特に防災面で、ご近所さんと助け合いをする共助の中心的存在であります自主防災組織、こちらにつきましては自主防災組織の活動の低迷化などが懸念されているところでございますが、今年度、活動状況を把握させていただき調査を実施いたしまして、活動が停滞している組織については、個別に活動の再開であったり、活動の活性化に向けた相談をさせていただきように総務課の方で計画をさせていただいているところです。

また、佐川町の社会福祉協議会さん、こちらの方でもやっぱり近所同士のつながりが一番大事ですよねっていうことで、強化することによりまして、声をかけ合って安否確認や早めの避難行動につなげることを目的に、ご近所5件から10件で、防災となり組を形成する取り組みを、平成27年度から行っていると伺っております。現在129組、840世帯が形成されまして、地元の自主防災組織主催の防災訓練時には、おなかまプロジェクトイベント、議員も聞いたことがおありになるかと思うんですけど、私これいいネーミングかなと思ってまして、おなかまっていうのがおんなじ釜の飯を食べてじゃないですけども、ていうこととそれから仲間、これをかけ合わせてネーミングしたと伺っております。

このおなかまプロジェクトイベントとして、となり組の皆さんで炊き出しなどの食事をするなど、つながりを深める活動を行っております。今後も引き続き町や自主防災組織と連携しまして、結成組織数を増やす取り組みを行っていくとお伺いをしているところです。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方からもですね、地域福祉の観点からですね、1つ取り組みの方ご回答させていただきます。

地域ですね、あったかふれあいセンターの事業として、あとは地域組織の方々とですね、連携をさせていただきながら、地域でお助けイベントということでやっております。

議員もお聞きになったことあると思いますが、これについてもですね、防災の観点も含めまして、なかなか最近、日頃のですね、お付き合いがないと、地域の中でないというところもありまして、これは年1回程度のイベントでありますけれども、地域のボランティアの方々を募りながら、特に高齢者の方とかですね、なかなかご自身で例えば家の庭の草引きであったりとか、いろんなことがご自身でできないという方についてはですね、その日を設定をしてそのボランティアの方々がご自宅にお伺いをして作業、お手伝いをするという、そういうイベントを通じてですね、地域のつながりを日頃から保っていくと、いうことをやっていただいております。

これも町の方も積極的に進めながら、これはあったかふれあいセンター、それと地域と、あと社会福祉協議会も絡んできますけれども、そういったところで取り組みを進めておりますのでご紹介をさせていただきます。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

こうして一同でいろんな情報の共有ができるということは本当にありがたいことだと、今、改めて感じております。

1995年の1月の17日に起きました阪神淡路大震災でも、やっぱり政府の対応が後手後手に回ったということもありましたけれども、救出されて生き延びた方の8割の方が家族とか近所の住民などによって、地域、民間の力が発揮されて今の復興につながっていると言われております。

このように何が起こってもやっぱり地域が結束して、同じ思いの方向でいけば、必ずすごい良いまちづくりにもなりますし、震災が起こった場合でも、結束して人助けの方向に行くと思いますので、皆さんで本当に皆連携をしてやっていけたら、本当にありがたいかなと思っております。

以上で３つの質問が、すべて関連した質問でございましたので、皆様とともに共有をしながら、同じ方向を向いてやっぱり佐川町の活性化のためにさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、６番、宮崎知恵子さんの一般質問を終わります。

１０時まで休憩します。

休憩　　午前９時４４分

再開　　午前１０時００分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、８番、下川芳樹君の発言を許します。

８番（下川芳樹君）

８番議員の下川芳樹です。

議長のお許しを得て、通告にしたがい３点の質問を行います。

本定例会においても、町政の質を問うものとしてこの席より質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。全国的な課題でもある、人口減少対策への地域おこし協力隊の皆さんの活用について、３つの観点からお尋ねをいたします。

まず初めに、その他の質問として、町の人口減少対策に関する補正予算案についてお尋ねをいたします。１番目の質問に関連する予算内容でもあり、最初に確認のためお答えいただきたいと思います。

昨年１２月の定例会で、佐川町の人口減少対策及び移住促進に関する空き家活用状況について質問をいたしました。ご答弁の中で、死亡者数が出生者数を上回る自然減と、転出者数が転入者数を上回る社会減のデータをお示しいただきました。着実に進んでいる町の人口減少対策として、令和２年３月に策定された第二期佐川町まちひとしごと創生総合戦略の４つの基本目標を実現するための取り組みについても、ご報告を受けました。

本年３月の定例会では、令和６年度県当初予算案に、人口減へ積極対応との見出しで、人口減対策を最重点化するとした県の具体的な対応策が新聞に掲載されたことを紹介し、町の新年度予算案に、県予算案の再興ビジョンを活用した取り組みを実行する考えはあるのかお尋ねをしました。町の予算化については、県よりの最終案提示をもって、関係各課と精査しながら、協議を進めていくというご答弁でした。今回の補正予算案に、人口減少対策総合交付金として１,０９５万８千円の歳入が見込まれています。

その支出予算内容について、関係各課で精査された具体的なお答えをお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

人口減少の対策につながる事業につきましては、地域おこし協力隊の雇用や、移住促進事業など、主に県外から人を受け入れる事業に加えまして、保育料の軽減や、給食費等の無償化、医療費の助成など、こうした子育て支援、ふるさと教育の推進などによりますふるさと愛の醸成などの、多岐にわたる事業を展開してまいりました。しかしながら、こうした様々な事業が行われているということが、住民の皆様にあまり知られていない。また、町内外へのＰＲが弱い。こうしたご意見をいただいております。

こうしたことから今回の補正予算につきましては、県の人口減少対策交付金の方を活用いたしまして、現在佐川町が取り組んでおります、様々なこうした事業を映像やパンフレットなどにまとめ、まずはこうした事業、しっかりとＰＲしていきたい、というふうに考えております。

人口減少対策交付金の活用につきましては、引き続き内部で協議の方も進めておりまして、この事業を行うために県の方の協議会の方で、採択をいただくということが重要になってきますので、今後におきましても、また、補正予算や次年度以降の事業にこの事業を活用できるようですね、引き続き各関係課との連携の方をしていきたいというふうに考えております。

８番（下川芳樹君）

方向性については、理解をさせていただきました。

６月補正案の中で、歳入として計上されております１,０９５万８千円のですね、具体的なその歳出予算案といえますか、どうい

う方向でどのような金額が使われるのか、その辺りを少しご説明
いただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

まず人口減少対策交付金の配分型の方がございまして、これが
前年度までの事業をベースに佐川町の方では、961万6千円ほど
交付されるようになっておりまして、こちらの方につきましては
医療費の無償化18歳以上に引き上げるこうしたところに充てる
ものにしております。

残りの134万2千円が、こうしたPRの方の事業となっており
まして、あとこの4年間で連携加算型の交付金につきましては、
佐川町1億円ございますので、今後の活用についてですね、今、
精査の方を進めておりますので、今後また今年度中の補正予算、
また次年度以降の予算の方に計上させていただきたいというふう
に考えております。以上です。

8番（下川芳樹君）

理解をいたしました。

それでは続きまして令和6年度の当初及び、今回の補正予算案
において、町の人口減少対策に係る人的な配慮、担当者の増員等
が、3月の質問以降で検討されたのか、お尋ねをいたします。具
体的な取り組みがあればですね、それも併せてご答弁をいただき
たいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊の活動につきましては最長で3年間というふう
になっておりまして、退任後の定住につなげるためにも、当町
におきましては産業の活性化や、地域で不足いたします人材の確保、
こうしたものにつながるよう、自伐型林業や農業振興、もの
づくりなどのミッション型の採用の方、実施してまいりました。

県内の他の自治体でも、移住相談員として地域おこし協力隊を
採用している例もございますが、移住相談員としてのミッション
が、3年後の定住を考えた場合、仕事としてつながることは難し
いのではないかとというふうに考えております。

現在まちづくり推進課には移住、空き家対策の担当職員といた
しまして、正職員が1名、移住相談員、会計年度任用職員になり

ますが、こちらが 1 名、計 2 名を配置し、事業の方を実施いたしております。

現在の移住相談員につきましても移住者でありまして、移住を検討している方や地域おこし協力隊から、移住定住の相談があった際には、自身の経験なども踏まえた対応の方を行っております。

また空き家の掘り起こしなどに関しましては町と各地域の連携が重要になるというふうに考えております。集落活動センターでは空き家バンクの説明会などを開催するなどして、地域の皆様のご協力をいただき、そうした情報をもとに担当職員が空き家バンクへの登録へつなげるというような活動を行っております。

今後におきましても地域の皆様のご協力いただきながら、しっかりと連携を図り、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

また情報発信の方につきましては、移住定住につなげる取り組みとして、今後ホームページの方はもちろんのことですが、SNS を使いましてこうした情報発信の方も行うよう検討を進めているところでございます。

昨年度より、大阪、東京で実施をしております、移住相談会の「高知暮らしフェア」に合わせまして、仁淀川流域の関連市町村で独自イベントの方も開催をいたしました。

全国の中で、佐川町という 1 つの自治体をピンポイントで知っていただくことは難しいところですが、仁淀川というブランド、知名度を生かしながらですね、仁淀川流域の市町村と協力し、移住定住に向けた取り組みの方を、引き続き実施していきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

詳しいご説明をいただきました。

ここでの質問の内容としてはですね、令和 5 年度から令和 6 年度でですね、人的な配備がどのように変化したのか、その内容について率直なところをお伺いしたい、というところではございましたので、申し訳ないですが今一度ですね、人的な配置についてどのような変化があったのか、お答えをいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

令和 5 年度から 6 年度につきましては、この移住関連等につきましても昨年と変わっておりません。この人員に対しましては先

ほどお答えさせていただきましたとおり正職員 1 名とそれから会計年度任用職員の移住相談員が 1 名、これで対応させております。

あとまた地域おこし協力隊につきましては、また別の担当の方が対応させていただきます。

8 番（下川芳樹君）

前年と新年度、この変化についてはあまり変わっていないというふうなことでございました。先ほどですね、地域おこし協力隊の活躍についても一部答弁の中で触れていただきましたが、改めてですね、この内容について伺いをしたいと思います。

地域おこし協力隊の移住促進、空き家対策への登用についてお尋ねをしたいと思います。この質問も、さきの 12 月定例会の質問に対する答弁内容から始めさせていただきます。

空き家対策に関する答弁では、本町の空き家率は 15 % と想定され、平成 30 年 2 月末時点の町内、総住宅数約 6,600 戸に対して、空き家数は 1 千戸程度であると推測される。利用可能な空き家の数、利用状況は把握できていない。空き家バンクへの登録数は、平成 27 年度からで、賃貸売買により提供できる物件が 17 件、これまでの売買が 9 件、賃貸が 11 件である。令和 5 年度は、11 月末までの実績で、登録が 8 件、移住相談対象者が 34 人、賃貸売買の契約が各 1 件ずつである。対応については、先ほど課長の方がおっしゃった、担当者 1 名と、会計年度任用職員 1 名を移住相談員として配置している。現在は仁淀川流域の各自治体相談員と意見交換をしながら、取り組みを勉強している。移住相談に関する外部委託の研究、補助事業の活用についても進めていきたい。このような内容でございまして、先ほどの答弁にかぶる部分もございます。

新年度より前進した中身が、あったということならばよいのですが、人員の確保が重要であるにもかかわらず、体制の強化がまだ図られていない、このように感じてなりません。

そこで、ご提案です。地域おこし協力隊の皆さんに、空き家対策や移住促進に対するに関する業務を担っていただくのはいかがでしょうか。1 千件程度ある空き家の調査や権利者との交渉など、人数を増やして迅速に行わないと、移住相談対象者のニーズにも対応できていない状況です。

また、移住促進においても、町外から佐川町に移住されている隊員の皆さんだからこそ、移住される方の気持ちに寄り添い、十分な対応ができるものだと考えます。

卒業される隊員についてはもちろん、新規に採用される隊員についても同様の機会を作ってみてはいかがでしょうか。

先ほどご説明いただきましたが、もっとですね、需要に対する供給のロットというものを増やすためには、ぜひですね、人的にも、この辺り迅速に進めるべきだと考えます。それに、地域おこし協力隊の皆さんの活用というのは、この職員数が少ない状況の中でも有効な手段ではないかなというふうに考えますが、いま一度ご答弁をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

下川議員のご提案いただきましたように地域おこし協力隊の活用ということですが、すいません先ほどの回答ずっと重複して申し訳ないですが、他の自治体ではそういった活用の仕方についても、例があるというふうなことはお聞きをしております。

空き家のそういった取り組み自体が退任後の仕事につながるというのは、ちょっと難しい部分もあるということでお答えをさせていただきましたが、人的な活用としましては有効な手段ではあるというふうにも認識はしております。ですので、地域との連携、ここを強化するとともにですね、そうした協力隊が退任後、またミッション後にその以外もですね、また関連する事業などを起こすことによってですね、定住につながることはないのか、そういったところもまた今後ですね、しっかりと勉強していきたいというふうに考えます。以上です。

8 番（下川芳樹君）

今後、勉強というふうなお話でございました。

さきの12月定例会でもお話いたしましたがお隣の日高村、この日高村の一般社団法人nosson（のっそん）の取り組みについて、今一度触れたいと思います。

nosson（のっそん）は、東京から移住した元地域おこし協力隊員の小野加央里さんが2020年に設立し、村内での移住促進を進めています。本年6月1日の新聞報道によりますと、5月30日に日高村とnosson（のっそん）、大阪の顧客管理システムを

展開するシナジーマーケティングの三者で、関係人口創出に取り組む協定が結ばれたとの記事がございました。

nosson（のっそん）はこれまでに、村から関係人口創出事業の委託を受けており、すでに移住した人や住民らに質問できるオンライン飲み会「ホンネ居酒屋」などを提供しています。今後、nosson（のっそん）はシナジー社が提供するサービスを活用し、事業を通じて村と接点を持った村外の人々の個人情報や、移住の熱心さなどをデータ化し、データをもとに、地元のNPO法人や農家などを紹介する弟子入りプログラムなどの、主催イベントを案内したり、村のふるさと納税事業をPRしたりするとの内容でした。

法人設立から4年足らずの間に村の移住促進に貢献している姿を見ると、佐川町においても地域おこし協力隊の人材を生かした取り組みが期待できます。

さきの町内で行った議会懇談会でも、移住相談での県の対応が非常に良くない、入口で嫌な気分になる、との佐川町に移住された方の声がございました。

現在、佐川町に住んでよかったと言ってくれる、その方は、「移住先のホームページの内容や、対応する担当者の印象により、他の移住先を探すことになるだろう。移住者を大切に考えるなら、入口の対応をしっかりとすべきだ。」との発言がございました。

地域おこし協力隊の皆さんには、これらに対応できる能力を有する方が必ずおられると思います。移住者の気持ちが理解できる隊員の活用を、移住促進、空き家対策の委託先として要請してみてはいかがでしょうか。先ほどの質問の中で、卒業生の問題がございました。このように活躍されている元協力隊員の皆さんもいらっしゃいます。ぜひですね、こういうところにも視点を向けて、考え方を絞っていくというのも、今の佐川町にとっては重要なことではないかと、このように思いますがいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

これまでもですね、ものづくりや自伐型林業、そういったものを中心にですね、農業振興など、協力隊の方、多く定住、残っていただいております。

その中でもですね、最近で言いますと、ものづくりの中ですね、広報作成とか、そういったところに従事していただいた方に、

事業を委託するなど、それからものづくりもですね、一定事業の委託とか、そういう形で仕事につながるような取り組みもしておりますので、先ほど下川議員からも紹介ありましたような、そういった地域でのですね、そういった空き家の掘り起こしでありますとか、そういったことも他の日高村の例もございましたので、そういったのも含めて、後の退任後につながるような取り組みが何かできないのか、そういったところで有効な人材を、地域おこし協力隊として活用していただくような、そういった取り組みにつきましては、引き続き、しっかりと勉強していきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

引き続きということでございます。

国からですね、優遇措置により人件費を伴わない職員の登用、隊員の登用というのは、職員数の少ない当町にとっても非常に有効な手段であり、人口減少対策の要にもなります。早期に実施してこそ効果が生まれます。

また、卒業された隊員の活用についても、定住のための経済対策につながり、町の戦力と、定住者の確保に有効な手段であると思います。

今一度ですね、前向きにしっかりと検討され、早期にですね、この実現を図ることによってですね、先ほど来、発言もございました社会減の部分をもっとも転入者を増やすという部分で改善できるように考えます。

空き家の状況、これについてもですね、明らかに転入希望者の数に対して、空き家情報が少なすぎます。もうぜひですね、早くその空き家の情報を把握されることによってですね、提供できるその空き家、有効に活用できる空き家をですね、しっかりと情報元として確保していただきたい。

またですね、防災の面でもですね、この調査については、危険住宅の調査につながってまいります。地域の住民の皆さんのためにもなります。ぜひ、早期にですね、この調査が進みますよう、今一度ですね、ご答弁をいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

空き家の調査につきましては、現在は各地域の集落活動センターの取り組みをしていただいております方の情報、それから今年

度につきましては、昨年に引き続きまして、登記の義務化、こういったものも固定資産の納付書の送付時に同封をしております、問い合わせの方も実際に来ております。

これまでやっぱり来ている、その情報の中で残念ながら活用するに至らないという家屋の方が、実際情報として、多くあっておりますので、きちっとした調査をするというところはちょっと今、すいません、答弁はちょっと難しいですが、しっかりと連携をしてですね、こういった形でその範囲を広げていくかというのを今進めておりますので、そういった中で空き家の掘り起こしの方については、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

なかなかですね、各地域の集落活動センターの支援員の皆さんに、地域を回るというふうなことでですね、今まだまだ十分じゃないのかなと、1千件あるっていう中で、先ほどお話もございました、いろんな情報がすでに集まっていると。そういうことで、もうすでに使えないような空き家についてはどんどんどんどん台帳から削除していったってですね、絞り込みを進めていく。このことですね、最終的には、空き家の提供ができ、佐川のよさを、先ほど課長がおっしゃったような発信源を元に発信することで、佐川に移住された方の入口がまちごうちゅうぜっていうふうなことではなくってですね、佐川えいとかやね、ぜひ行きたいね、住むところもすぐ情報提供してくれるね。これがね、本当の意味で、転入者をふやしていく過程の1つ、これは1つですが、1つにつながるではないかというふうに思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたい、このように思います。

それでは次にですね、移住される皆さんや卒業される地域おこし協力隊の皆さんがしっかりと定住するための、移住者と町をつなぐマッチング機能についてお尋ねをします。

今年の3月に地域おこし協力隊の皆さんとお話をする機会がございました。話の中で、地域の資源や組織、個人、支援につながる制度や方法など、移住定住したい人と地域をつなぐ窓口があればいいのに、というふうなご意見をいただきました。

初めて佐川町に移住された皆さんからすれば、役場が唯一の情報元ですが、住み続けるために聞きたいこと、やりたいことなど

が十分につながっていないように思います。決して役場の対応が悪いというわけではなく、マッチングできる機会や情報が相互にかみ合っていないようなことが原因だと考えます。

そこで、役場職員の人的なネットワークにより、窓口で受け付けた相談に対応できる職員の紹介や、職員から地域の組織や個人につなぐ体制を整備してみてはいかがでしょうか。

佐川での生活経験のある地域おこし協力隊の皆さんが、間を取り持てるようにすることで、聞く側にも安心感が生まれると同時に、しっかりとマッチングできる体制ができるのではないかと思います。

このマッチング機能について、ぜひ、役場内で取り組んでいただけないか、ご答弁をお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

このマッチング機能ということで行きますと、先ほど下川議員がおっしゃいましたように、地域おこし協力隊を、そうした業務への従事ということではないかというふうに考えますが、現在につきましては、先ほど申しました正規の職員と会計年度任用職員、この2名が中心となりまして、まちづくり推進課が、その移住者の相談内容によりまして対応の方、進めているところです。

それとまた地域に入る場合にはですね、地域の町の自治会等への加入でありますとか、それから集落活動センターへの情報共有でありますとか、こういった形で移住される方が住みやすいような環境を作るように、支援をしているところではあります。

今後におきましても、その移住者の求める情報、支援を的確に届けるよう、特にまちづくり推進課が中心になってそれが仕事の部分であります、関連の部署、こうしたところとしっかり連携を取り組みながら進めていきたいというふうに考えております。

先ほども回答させていただきましたように、その地域おこし協力隊の登用につきましては、しっかりと3年後につながるようなところ、見据えた上で、採用の方につきましては考えていきたいというふうに思います。以上です。

8 番（下川芳樹君）

まちづくり推進課の方が窓口というふうなことでございますが、何か情報発信の面です、ここに相談をすればしっかりつなが

るよっていうふうな情報をですね、まちづくりの方に窓口として設置をしてですね、先ほど申しました、課長の方からもおっしゃっていただきましたが、職員の中にはですね、地域のいろんな組織であったり、人であったり、上手につなげて、移住者の皆さんにとってプラスになるような、そのような資源を知っている方がたくさんおられると思います。

ぜひですね、職員連携、職員のネットワークと申しますか、そういうものもしっかり構築していただいてですね、拾い抜かりがないような形でサポートができる、このような体制をですね、課内を中心にして、役場傘下の組織につなげていただきますようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

下川議員言われますように関連するところの課以外の、やっぱり職員もそういった情報を知るということは大事でして、今、3割ぐらいの職員が採用5年目と、若い職員が増えているということも現状にありますので、そういった情報をですね、しっかりと協議などでも、課局長からしっかりと情報を降ろしていただくような、そういった取り組みはしっかりともう一度原点に返って進めていきたいと思います。

8 番（下川芳樹君）

しっかりお願いをしたいと思います。

6月9日の高知新聞に、地域おこし協力隊を題材とした映画「ひとしずく」の上映交流会が黒潮町大方で開催されたとありました。上映後は、監督や町在住の協力隊員らが、地域に根づいた活動への思いや、隊員の果たす役割について語り合ったとのことでした。

「ひとしずく」は鹿児島県南大隅町の元協力隊員で、同町に住む、山下大裕監督が、全国各地の協力隊員約200名に取材をした内容をもとに脚本を描き、2023年に完成させたとのことで、同町を舞台に東京から協力隊として着任した、24歳の女性が思い描いた生活とのギャップに戸惑いながらも、成長していく物語。地元住民らとの衝突や協力の様子もリアルに描かれ、女性はイベント成功を目指して奮闘するとの内容です。

会場には県内の元隊員も多く駆けつけ、最初は目も合わせてくれない人もいたが、その人には、今は一番世話になっている。時間をかけて関係を築きたいなど、隊員あるある話で盛り上がった。

また、会場からは隊員と話す機会が少ないので、話を聞く場が欲しい、と交流を求める住民側からの意見もあり、隊員も遠慮されているかな、地域へベタベタなつき合いがしたい、などの思いが語られた、このように掲載されておりました。

近年、地域おこし協力隊の活動が報道される機会が増えております。県内でも多くの活動を目にします。今では、全国的に広がっている地域おこし協力隊制度ですが、高知県内でもいち早く制度を活用してきた佐川町です。先進的な取り組みのその先に進むために、マッチング機能、町民と協力隊、移住者をつなぐ、かけ橋として活用されることを期待いたしまして、この質問については終わりたいと思います。

続きまして、2 番目の質問です。

新文化拠点へのアクセスについてお尋ねをします。

本年 9 月に完成予定の新文化拠点「さくと」は、12 月に開館する予定であると聞き及んでいます。新文化拠点の建設場所については、数回の変更を経て、現在の旧図書館跡に決定しました。

施設の敷地面積や利便性を考慮した結果であると認識しておりますが、施設利用者の駐車スペースに不安を感じている住民からの声も上がっております。新図書館「さくと」は、佐川町の新文化拠点として町民のために開放される施設であることから、多くの皆さんから注目も集めています。多くの皆さんに利用していただくためには、来館しやすいアクセスの内容が重要です。

まず初めに、施設の開館を迎えるに当たり、1 日の利用者数をどのように想定されているのか、心配の声が上がっている駐車スペースは何台分なのか。また、自転車をとめる駐輪場の状況についても、併せてご答弁をいただきたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

それでは下川議員の質問にお答えをいたします。

まず、駐車場の台数ですけれども、新しい図書館の駐車スペースについては 17 台を確保しております。この台数につきましては、設計段階でできるだけ多くの台数を確保するように協議してきたところですが、この 17 台になった根拠といいます

のは、当時ですけれども県内の図書館、それからその当時、新しく建設する計画のあるものも含めて調査をしまして、平均を算出しまして、新しい図書館にあてはめた台数というものを算出しておりますそれが 16.6 台。

またもう 1 つの方法としまして、旧図書館時代ですけれども、ピーク時の来館者と駐車場台数を調査、これ 2 週間ほどしましたけれども、調査をしまして新図書館の想定来館者数に当てはめて算出すると、16.8 台ということになりましたので、以上のことから設計当初初めは 13 台というふうにしておりましたけれども、台数を 17 台に変更したというような経緯がございます。

その時の想定来館者数というところですが、これいろいろ幅がありますけれども大きく見積もったときの来館者数の想定は、これまあ土日というのはつまり、人が多いときというときの来館者数の想定は日に 237 人という形で想定をした上で計算をしております。

駐輪場の台数につきましては、これも当初ですね、建物の南側に 20 台、軒下ですけれども 20 台を想定をしておりましたけれども、南側は道路に直接面しているということから、ご近所の方にもいろいろ指摘を受けましてちょっと危ないんじゃないかということで最終的にはですね、正面入口の北側軒下に 10 台を確保しております。

ただこれでちょっと足りないということも想定をされておりますので、いつでも臨時の駐輪場を設置できるように備品としましてサイクルラックを調達することにしておりまして、このサイクルラックを使うと合計 20 台から 25 台の駐輪の場所が確保できるというふうに想定をしております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

不安とされていた駐車場の台数については、利用面積、それから、平日の利用でも特に人数の多い、土曜日曜の来館者を対象にして算出をいただいたというふうなご答弁でございました。

また駐輪場についても、安全確保の観点から、安全に配慮した部分で、20 台程度の駐輪ができるような、そのような取り組みを進めていただいているということでございました。

次にですね、乗用車、自転車以外で利用される方の利用方法についてお尋ねしたいと思います。中心部の利用者は徒歩や、自転

車による来館が可能です。中心部以外の地域からは、やはり車やＪＲ、黒岩観光が運行する路線バス等を利用されることが想像できます。車以外で訪れる来館者の利便性に配慮した対策が検討されているなら、お聞かせいただきたいと思います。

また、通常の開館と異なり、多くの来館者が想定されるイベント時の対応についてもお検討があるならですね、併せてお答えをいただきたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

まずイベント時にどうするかというところ、これは先ほどご指摘もありました公共交通をいかに使うかというところも絡んできますので、そういう観点からも含めて、ご回答したいと思います。

先ほどの台数につきましては、通常時を想定しての台数となりますので、確かにこのイベント時の足の確保とかスペースそれから駐車スペースの確保は必要になってくるなというふうには感じております。

対策をいくつか考えておりますけれども、対策の１つ目としては、これ、職員駐車場も兼ねた第２駐車場をどこかに確保できないかということで現在近隣の空き地を調査をしているところです。

現在、新図書館で想定しているイベントの規模を大きくても５０人程度のイベントを想定しておりますので、どこか別場所で１５台程度確保できれば、十分ではないかというふうに考えております。

それからもう１つ、対策としてこちらがすごく重要になりますけれども、公共交通をいかに利用していただくかということになっていきます。図書館の位置につきましてはぐるぐるバス、それから黒岩観光の路線バスも含めてですね、すべての路線があそこの前を通るという恵まれた立地になっておりますので、この公共交通の利用を促進することはイベント時はもちろん、高齢者の足の確保の観点からも非常に効果大きいというふうに考えておまして、新しい図書館では、正面玄関を出てすぐにですね、座ってバスを待てる場所を構えますし、それからバス寄せのスペースも作ることにしております。

現在まちづくり推進課とも協議を始めておりまして、佐川町地域公共交通会議にもお諮りをしながらですけれども、来年3月のダイヤ再編に向けて、バス停の設置を進めていきたいというふうに考えております。

なおそれまで、12月開館から3月まで間がありますけれどもその間もですね、図書館の位置が自由乗降区間に当たるということですので、図書館前で乗り降りは可能というふうには考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

イベントの配慮についてもですね、いろいろと検討されているということでございます。一応イベント対象としては50名ぐらいの規模というふうな想定をされているということでございます。

また周辺で、臨時の駐車場的な空き地についても調査をされているということでございます。すぐお隣にですね、信金がございますが、何か移転されるというふうな情報もちろほら入っておりますが、あの辺りも更地になればですね、よい適地になるのではないかなというふうにも思います。

これはですね、状況が変わらないとわからないことですので、ここでの発言としてですね、留めておきます。

そうですね、様々な状況について配慮をいただいておりますが、「さくと」についてはですね、やはり町民の皆さんからの大きい期待もでございます。そして、施設内部における多様な活用方法についても検討がされてきたところでございます。

ぜひですね、文教のまちにふさわしい活用が可能なですね、そういう施設として、行きたいけど行けないとかですね、そういうことがぜひないように、十分にご検討いただきますようお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは3番目の質問です。

霧生関トンネルの安全対策についてお尋ねをします。

霧生関トンネルの歩行による通行は、車道に対する歩道の割合が極めて狭く、以前より安全への対策が望まれてまいりました。私はこれまで2回の質問で、長竹地区住民の皆さんが利用できる避難所が、水害時に加茂の小・中学校体育館に避難できず、文化センターに避難するしかない、このような状況からトンネルの安全性についてお話を申し上げました。

また、道の駅開設で、町なかからトンネルを通行する利用者の安全対策についてもお尋ねした経緯がございます。

安全対策の重要性から、産廃処理施設の建設に伴う地域振興策の中の周辺整備においてもですね、この歩道トンネルの要望が盛り込まれているところです。

前回の質問では、道の駅開駅による通行量の変化など、確認して話を進めていくお考えを示していただきました。道の駅もオープンして間もなく1年を迎えますが、その後の状況についてお答えをいただきたいと思います。

昨日、山本議員の質問と重複しますが、今一度お答えをお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

ご質問にお答えさせていただきます。

昨日の山本議員の一般質問でもお答えいたしましたけども、国道33号の霧生関トンネルにつきましては、議員のおっしゃるとおりですね、幅員が大変狭くてですね、前後を200メートル区間に安全な歩道が確保できていないということで、歩行者、自転車だけでなくですね、通行する車両についても危険であることは間違いないというふうに認識しております。

安全対策につきましてですね、議員がおっしゃられるとおりですね、地元の住民の方からも大変多く要望が上がっております。

新産廃施設の周辺安全対策としてですね、この霧生関歩道トンネルが位置付けられていることも踏まえまして、これまで適宜町長の方からですね、国土交通省の方に要望をしているところです。

昨日もお答えいたしましたけども、現在ですね、33号線の安全対策工事としてやっておりますルミエールの前ですね、国道の工事の方が完了次第ですね、33号線ですね、沿線の市町村で構成しております国道33号期成同盟会での要望だけでなくですね、佐川町として、あらゆる手段を通じてですね、今後、優先的にですね、歩道トンネルについてですね、要望していきたいというふうに思っております。

8番（下川芳樹君）

ご答弁いただきました。

昨日はですね、昭和 58 年に、赤土トンネルの歩道トンネルが完成をした、平成 26 年度には、佐川トンネルの歩道トンネルが完成したと、いうふうな内容のご答弁もございました。

歩道トンネル、赤土峠からですね、この佐川トンネルに至るまでの間、約 30 年ぐらいの間隔がございます。

なかなかトンネル工事というのは、皆さんもご存じのように、大変莫大な経費がかさむというふうに想定をされております。

これまでの経緯の中でですね、早期完成をっていうことで要望も差し上げましたし、国の状況等についてですね、町長がこれまで陳情に行かれたり要望されたり、その時の状況ですよ。これをちょっとお答えいただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど建設課長の方から 33 号線につきましては、川内ヶ谷の視距改良の工事を実施していただいております、その要望につきましても、早期完成を目指してということでは要望しておりますが、何年に終わらせますという明確な回答はいただいておりますが、国交省だけでなく財務省、そして県選出の国会議員の皆さんにも力強く要望を 33 号線の期成同盟会としてですね、要望を年に二、三回、上京してやっている状況でございますので、今、国道交通政務官の方にも、尾崎代議士がなっておりますので、今のうちにということで、また来月から要望活動が始まりますので、行って強く要望してまいりたいと思いますし、その視距改良が終わり次第ですね、話はさせていただきます。懇親会の場においてでもですね、道の駅の霧生関トンネルについては歩道がないので、ぜひということをお願いは口頭ではしておりますが、引き続きですね、しっかりと歩道等については要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

8 番（下川芳樹君）

状況をしっかりと確認をさせていただきました。

国の財政もですね、先ほど宮崎議員の方からも、税の関係でお話ございましたように、なかなか厳しい状況の中で、確かに国交省が補助金を出して作った道の駅、その利便性に関する同じ国道 33 号の安全対策ということで、また県が産廃施設を作った、

そのことによる周辺安全対策と、このように、いくつかの要素が重なっております。

なるべく早期にっていうふうな部分についてはですね、引き続き町長の方に、お願いをしたいと思いますが、この財政状況の厳しい中ですね、早期にこの事業が実施できるということは非常に難しいんじゃないかなと、私自身は承知をしております。

さきの質問から状況の変化がございまして、長竹地区においては、避難所として利用可能な3つの長竹地区3つの自治会が共同して活用できる集会所の建設の話も進んでおります。

完成すれば、長竹の住民の皆さんが不安を抱えて霧生関トンネルを抜けてですね、文化センターまで避難するということの必要性がなくなってまいります。

しかし、上郷側からは、やはりこれも状況の変化なんです、道の駅の横に遊具公園ができた、無料でできた。こういうことからですね、親とともに料金を支払わなければならないというふうな部分がなくなり、単独でですね遊びに来られると、このような子供さんがどんどん増えていくことは、十分に可能性として考えられます。

このように、子供さんが単独で通行が増えるというところからですね、トンネルの早期完成がなかなか難しければですね、以前にもちょっと提案をさせていただきましたが、スポーツパーク佐川のあたりからですね、山を上手に越えてですね、安全に道の駅まで向かえるような遊歩道の設置、これについても検討してみたいかがでしょうか。

現在ですね、鉾山工業道路、鉾山道路、これについて通行できれば一番歩道としての活用としては有効に利用できるんですが、やはり令和9年の産廃施設の完成まではですね、工事用道路としての活用が優先されると思いますので、何とかその間、上手に安全に歩行ができるような、そのような体制を作っていただきたい。

歩道、遊歩道もですね、設置ということも1つ考え方の中でですね、検討をもう一歩進めていただける、このような内容をちょっとご答弁いただければと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

スポーツパークからの道の駅の遊歩道となりますとですね、もちろん町単独の事業となりまして費用がかなりかさむところというところも考えられます。

先ほどから歩道トンネルということで、そちらについてはですね、国の国費でやっていただくということで、町の負担には影響がないというところで強く要望していきたいと思ってます。それと今の工事用道路については完成するまで、そこは使用できないということもありますので、もしですね、完成してその工事用道路が工事用道路として使用が終わればですね、またそっちの方がもう少し町道としてですね、引っ張っていくことができるのではないかと考えておりますので、またその辺はしっかりと今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

8 番（下川芳樹君）

予算的な面というふうなことで本当に町財政も大変厳しい状況の中での運営ということで頭の痛い話でございます。

ただ、あそこのスポーツパーク佐川からですね、道の駅までの間のエリアっていうのは、辺地債の活用が可能なエリアじゃないかなというふうにも想像します。境界がどこになるかとか、その事業の実行についてですね、使える使えないっていうふうな部分の考え方もございますが、有利なですね、起債が活用できるならばですね、今後の状況ですよ、町長もおっしゃってありました、子供さんが本当にどんどん通るような状況になればですね、安全確保というものは、やっぱり子供のために作られた施設、佐川町の子供さんがあそこを利用して初めて価値がある、そういう重要な施設でもございますので、楽しんでいただくための安全対策をぜひお願いしたいと思います。

この願いを込めてですね、この質問については終わりたいと思います。

今回の質問についてもですね、行政の考え方です。町民があつての行政というふうなことで、さきの5月に開催された議員による議会懇談会では、町に対する多くのご意見、ご要望が各地域から上がっております。

人口減少対策、先ほどご質問しました新文化拠点の問題、道の駅の関係、様々な問題が山積をしております。

これらを解決するためには、人員と予算が絶対的に不可欠でございます。町の状況を見ると、やはり正規の職員数が足りていないんじゃないかなと。このように考えざるをえません。

職員以外の人員を、協力隊の皆さんや外部組織、また町民の皆さんのご協力を得ることですね、上手にカバーできる方法というものをしっかりとですね、認識して検討いただきたいとこのような思いを込めてですね、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で8番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長より答弁の訂正が求められておりますので、お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

すいません。

先ほどですね、下川議員の方から質問のありました、人口減少対策総合交付金の、今回の補正額につきまして、額に誤りがございましたのですいません訂正のほうさせていただきます。

全体額今回の入1,095万8千円のうち、市町村配分型といたしまして、961万6千円。この額が18歳以下の医療費無償化に充当をするものです。残りの134万2千円につきましては、連携加算型といたしまして、ご説明させていただきました人口減少対策のプロモーション委託料に充当するものです。

大変申し訳ございませんでした。

議長（松浦隆起君）

引き続き、一般質問を行います。

1番、斎藤光君の発言を許します。

1 番（齋藤光君）

1 番、齋藤光です。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、学校教育についての質問をさせていただきます。

以前の一般質問では、教職員の時間外労働についてお伺いいたしました。その中で、小中学校の教職員では 45 時間以上の時間外勤務が 1 ヶ月以上あるものが 60%であり、さらに時間外勤務が 80 時間前後の教職員、またそれを超える教職員が約 10%いるという現状を確認することができました。

いわゆる過労死ラインと言われるのが、時間外勤務 80 時間と言われてるので、かなり危機的な状況だと感じております。その時間外勤務の原因についてですが、答弁の中では部活動と保護者対応が大きい要素ということでしたが、改めてこの点についての具体的な事例などを、発言できる範囲で構わないので教えていただきたいのと、今後の対応策について詳しく教えていただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

教育長（濱田陽治君）

ご質問にお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃってくださった値はですね、令和 4 年度のもので、今回は令和 5 年度のもものがまとまっておりますので、それでご説明をいたします。

まず、町立小中学校の教職員の時間外勤務につきましては、令和 5 年度に約 100 名の教職員がおりまして、その中で、これ県費負担教職員ですけれども、45 時間以上の時間外勤務が 1 ヶ月以上あるものが 73 名で、4 年度から 13%増加、3 ヶ月以上あるものが約 52 名で 10%増加、9 ヶ月以上あるものが 20 名で 2%増加。一般に過労死ラインとされる 80 時間前後または 80 時間を超える時間外が複数月あるものが 19 名で、9%増加しております。

主な内容は、若年教員への援助や教材研究などに加え、電話や家庭訪問などによる生徒指導関係と保護者対応で、中学校ではこれに加え放課後と休日の部活動指導と、練習試合や大会の引率が多くを占めております。

令和4年度と比較して増加している原因としましては、援助が必要な若年教員への対応と、生徒指導や保護者対応で時間外勤務時間が増加した学校があったというためです。

次に部活動につきましては、国、県のガイドラインに基づいて町教委が定めた方針にしたがい、週当たり平日に少なくとも1日以上、土日に少なくとも1日以上の休養日をとると。こういう基準がありますが、これで実施した上で、先ほど申し上げた実態となっております。

具体的な事例としては佐川中学校で部活動の顧問をしている教員の部活動に係る時間外勤務を平均しますと、概算で年間に平日180時間と、1日に1.5時間やったとして週4日で30週という計算です。

土日祝日で193時間と、これは8時間を月に2日やって10ヵ月で最大334時間、最小105時間というので計算をしております。年間373時間で、1人当たり月平均にしますと31時間となっております。このような実態があります。

次に、保護者対応の現状と対策ですけれども、中学校の部活動とともに教職員の時間外勤務の要因となっております保護者対応の現状と対策につきましては、まず保護者のご理解やご協力いただくために、年度当初に家庭訪問をしたり、学校や子供さんたちの様子をお便りでお伝えするなど日常的な業務があります。これも時間外になる場合がありますけれども、これにつきましては大多数の保護者の皆さんに学校の方針に対する理解がありまして、協力をしてくださるという状況が見受けられ、教職員としてもやりがいを感じる場所があります。

今後ともPTA活動の活性化などと併せて、地域保護者のご理解をいただきながらスリム化最適化を図りながら、丹念に取り組んでいくところと考えております。

一方、協力がいただきにくいご家庭への対応につきましては、時間外勤務の上にも心理的にも大きな負担になり、徒労感とともに精神的不調を来す要因ともなりかねません。

事例ですけれども子供の生活や学習環境を改善するためご協力をいただきたく、勤務時間終了後に連夜にわたり家庭訪問してもなかなか会っていただけないという困難な事例があります。

こういった事例につきましては健康福祉課、社会福祉協議会、地域支援ネットワークなど子供と家庭を支援している庁内の部署や、外部組織との連携を一層強化して対応しているというところ です。

さらに教職員の心身に大きな負担をかける事例として、町立小中学校で昨年度、教職員が保護者への対応に苦慮し、心身の不調を訴え、退職を希望し、管理職や私が慰留するという事態が複数ありまして、中には退職に至った事例もありました。

具体的には保護者からの過度な期待要求や無理解からですね、行き過ぎた苦情、一方的な非難と、場合によっては威圧的な言動もあり、長時間複数回にわたる電話や面談での対応を求めるなど、カスタマーズハラスメントと言わざるをえないような状況がありまして、結果として退職を考えたということになります。結果として心身に不調をきたし医療機関を受診し退職を考えたというものです。

そこで対応ですけれども、町立小中学校校長会が5月に全教職員対象に質問紙による調査を実施しましたところ、すいません直します対応ではなくて、状況です。

対象となる112名のうち、佐川町立小中学校でここ数年のうちに、保護者への対応に苦慮したという経験があると回答した教職員が15名あり、その中で先ほど申し上げましたような厳しい事例が14件ほど報告をされております。

このような事例があるということは日頃から皆さんに温かい理解やご協力いただいている中では残念なことだと思います。

このような状況から、現在、校長会は弁護士など専門家の支援もいただいて、教職員向けに保護者の皆さんに向き合い、ご理解ご協力いただくためのマニュアルを策定しようとしております。

このマニュアルの内容は、子供たちの幸せを実現し、ひいては、佐川町の学校教育を振興するためには、保護者の理解と協力が不可欠であるという前提に立って、経験の浅い教職員が増加していることも踏まえまして、まず保護者への情報提供、家庭訪問など、保護者の理解と協力をいただくための具体的な取り組みと、配慮すべき内容を想定しております。

次には、あってはならないことですがハラスメントが想定される場面への対応、さらに実際にハラスメントがあった場合の対応などにも言及するものと想定をしております。

このようなマニュアルができましたら、教職員の研修や実際の業務に活用する中で、保護者の皆様のご理解とご協力が一層深まり、同時に教職員の自信と安心感を持って日々の業務に精励できるようになるものと考えております。

保護者の皆様には教職員を励まし、育てる視点で接していただき、教職員も保護者の願いにこたえて情熱を持って教育活動に励むという姿を願っております。

この意味からも、松浦議長や齋藤議員がPTAの役員を引き受けてくださっておることを初め、議員の皆様が率先して様々な形で学校教育に関わってくださっておりますように、大勢の皆さんがPTA活動等に参加していただいて、ともに学びともに歩む学校教育を実現していきたいと願っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

時間外勤務については、令和4年度より増えている現状。そして、保護者対応の現状に関しては、心身の不調を訴え、退職願があった事例や、過度な要求、非難、威圧などがあった事例をお話していただきました。

今、弁護士などの専門家の意見を取り入れマニュアルを作成しているということで、今後教職員の先生方が安心して働ける環境に近づけていけたらいいと願っております。

続いて、学校給食の時間について質問をいたします。

先日小学校において、子供たちがお昼に給食を食べる時間が20分だとお聞きしました。率直に言うと少し短いのではないかと感じました。

事実、調べてみると全国的には学校教育で取り組む内容は増える一方で、教育現場では頭を悩ませているとの声が耳に入ることが少なくありません。学校全体が忙しくなり、それでも何とか時間内に対応するために削られやすいのが、休み時間と給食の時間ということもお聞きしたことがあります。

各学校ではそれぞれ違うと思いますが、現在、小中学校における給食の時間は何分なのか、そして以前と比べて減っているのかどうかをお聞かせください。

よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

給食の時間についてお答えいたします。

例ですけれども、佐川小学校で午前中4時限の授業を実施した後に、12時20分から40分間の間で準備を合わせて給食の時間と設定をしております。大体準備に20分かかり、20分で食べるということです。ただし低学年は食べるの時間がかかって、13時10分に食器を返却するまで延長している子供がいると聞いております。

佐川中学校では昼休みとして、給食も含めて50分を設定し、そのうち給食は準備と合わせて30分とっており、大体15分で準備して、15分で食べていると聞いております。

町内各小・中学校はほぼこのような時間設定となっておりまして、それが最近減ったか増えたかというのはですね、これは私が40数年前に教員になって以来、減りも増えもしていない、大体こういうような感じですよ。以上です。

1 番（齋藤光君）

今、給食の時間をお聞きいたしました。

小学校では準備を含めて40分、準備、片付けが20分で食べる時間が20分、中学校では30分用意してあって、15分で準備、片付けで15分で食べるということをお伺いいたしました。

そしてそれは、近年では別に増えも減りもしていないという状況で、確認することができました。

続きまして、学校給食に関連しているのですが、学校給食での黙食の現状をお伺いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症の5類移行から1年が過ぎ、感染症者数や重症者数も低い数値で推移しているように見えます。

しかし、学校給食の現場では、いまだに前を向いて黙って食べる黙食が行われているように思います。大人はもはや日常を取り戻し、楽しくワイワイしゃべりながらご飯を食べることは普通なことになっています。私は専門家ではありませんが、子供の精神

的な発達面においても黙食を続けていくことに疑問を感じております。

現在の黙食の現状と今後の方針についてお聞かせください。

教育長（瀨田陽治君）

前置きにですね、今のコロナ感染症対策の現状についてお話をさせていただきます。

昨年5月に感染法上の分類が5類に移行して以来ですね、ほぼ感染症対策は平常に戻っております。マスクは各自各家庭の判断となり、手や指の消毒も従来どおり給食の前に実施をしております。

また3密を避けるためのグループでの活動を避けるようなことはしておりません。給食につきましてもですね、黙食という指導はしておりませんが、子供たちはまだ名残があるのでしょうか、黙って食べているというのをよく見かけております。

先ほどの時間の件とも合わせますけども、健康のためにはですね、食べ物はゆっくりかんで食べるのが望ましいですし、給食の目標の1つに学校生活を豊かにして、明るい社交性及び協働の精神を養うことと、こういうこともあります。

コミュニケーションもとって楽しく食べてもらいたいなということをおもうところです。このためにもですね、時間の余裕もあり、かつに和やかに食べてもらいたいなというのはありますけども、時間についてはもう教育課程があって、昼休みから下校に向けての流れがありましてなかなかやむを得ないところもありますが、和やかに食べるというのはですね、学校でも指導できることじゃないかなと思います。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

先ほどの給食の時間の件もあり、現状は黙食という指導はしていないということを確認しましたが、やっぱり現場の先生の中では、これ佐川町の先生の話ではありませんが、黙食は短い時間内で給食を終えるためには、必要な手段になっていたということもお聞きしました。

必要な手段というか、その時間で食べるためには、みんながわちゃわちゃしゃべり始めたらもう収拾がつかなくなるのではないかという不安の声からも、黙食を続けているのではないかという

思いがあったんですが、黙食の指導はしていないということだったので安心をしました。

給食の時間は先ほどおっしゃったように、食育の面も兼ねていると思いますので、楽しく食事をとるという根源的な楽しみを、もう一度検討していただいて現場の方に考えていただきたいなと思います。

こちらに関してはお願いという形で、質問を終わらせていただきます。

次に道の駅について質問をさせていただきます。

今月ちょうど1周年を迎える道の駅ですが、実際どの程度のお客さんが来て、どの程度の売り上げがあったのか。6月配布の広報にも来場者数は記載してありましたが、現時点でわかる範囲での数字を教えてください。

そして併せて、当初の目標としていた数値と比べてどうだったのかをお答えをお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まきのさんの道の駅佐川、佐川おもちゃ美術館、まきのさんの公園を一体とする道の駅エリアには、想定を大きく上回るお客さんに来ていただいていると感じております。

この道の駅エリア全体の来場者数につきましては、詳細な数字について把握が難しいですので、令和6年3月31日時点のものの売り上げと、レジ通過者数、そして入館者数をもとに、ご答弁をさせていただきます。

まず、道の駅につきましては、令和5年度物販全般での売り上げの見込みとしまして、1億8千万円を見込んでおりましたが、決算では約2億3千万円となっております。中でも、はちきんの店が約6,400万円、道の駅オリジナル商品でありますバームクーヘンが約1,700万円の売り上げとなっております。

「はちきんの店」の令和5年度の決算によりますと、前年度対比約130%の売り上げとなっておりますことから、道の駅での販売が大きく寄与したものだと考えております。

はちきんの店の売り上げの増加が、生産者の所得向上に直結するものになりますので、佐川町をはじめ、仁淀川流域の豊かな農産物特産品のPRにつながるものであると考えております。

次に、横畠アイス、ブラン、アトリエ、西村商店に入っているテナント事業者の状況でございますが、売り上げ決算額としては、3店舗で約1億2千万円で、想定以上の売り上げとなっております。

これはテナント事業者の経営努力によるものが大きく、新たなメニュー開発やサービスの提供が、リピーターの獲得につながっているものであると推察しております。

次に、おもちゃ美術館です。入館見込み、約2万2千人にしまして、約5万7千人の入館があります。想定の上を越えるお客様に入館をいただいております。入館者の割合としましては、町内が5%、町外が95%となっております。

おもちゃ美術館の取り組みに関しましては、集客性、収益性の観点もございますが、町の進めております木育や交流による地域活性化に資する施設でございますので、今後も郷土愛の醸成、地域文化の継承、多世代交流の推進にもつながる取り組みを充実させていきたいと考えております。

次にふるさと納税業務についてです。一般財団法人しあわせづくり佐川に、ふるさと納税業務の一部を委託しており、その委託料は町へ寄附のあったふるさと納税額の4%としております。

令和5年度の寄附金額は約3億1,700万円となっておりますので、一般財団法人しあわせづくり佐川へお支払いする委託料が約1,300万円となっております。

今年度はその委託事業の業務内容を見直し、一般財団法人しあわせづくり佐川に発注する主な業務としては、返礼品の発注管理、寄附者様、事業者様からの問い合わせ対応、ふるさと納税の受領書の送付業務として、委託料につきましては前年度までの定率ではなく定額約800万円としております。

道の駅全体としましては、概ね良好な営業状況となっておりますが、外商につきましては、まだ積極的に取り組めていないところもございます。

今後、徐々にではありますが、オリジナル商品や地域の特産品について、他の道の駅をはじめ、地域外への販売促進に取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございました。

目標と想定を超える結果が多かったということを確認しました。
そこで、まだ1年が完全に経過してゐるわけではないんですが、
収支は黒字なのか赤字なのか、現段階でわかる範囲で教えていた
だきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

道の駅を運営しております一般財団法人しあわせづくり佐川の
令和5年度の単年度収支状況でございますが、法人税などを納付
した後の決算で黒字となっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

令和5年度単年度決算の収支状況は黒字ということを確認しま
した。

先ほど、目標より数字が好調だったということを答弁でいただ
きましたが、その道の駅の事業の中でも特に好調だった部門や事
業について、そしてその理由として考えられるもの何か、今後の
再現性にも関わってくるので、そこら辺を教えていただきたいと
思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

昨年度は、多くの方にご利用いただきましたおかげで、道の駅
事業全体としまして、どの部門においても概ね良好な営業状況と
なりました。

特に取り上げるとすれば、物販におきましては、お酒類が想定
よりも販売が好調でした。これは、らんまん効果もあり、地酒を
取りそろえていたことと、オリジナルのクラフトビールを2種類
販売したことによるものだと考えております。

また、おもちゃ美術館につきましても、想定を大きく上回って
おり、基本構想に掲げておりました4万人も達成しております。

これは県内でも少ない、屋内で遊べる施設であること、全国的
にも珍しい木のおもちゃで遊べる空間であることで、県内外から
多くのご家族の方にご利用していただけた結果だと考えておりま
す。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

全体的に良好だった中でも、お酒類がよく売れたということで、一般的には移動とお酒というの相性が悪いはずなのですが、そこは好調だったことは、やはり、らんまん効果もあったかと思いますが、非常にいいことだと考えております。

また、おもちゃ美術館が好調なのも、評判として私の方にも入ってきておりますし、おもちゃ美術館の中でも、まだまだ課題はあるかとは思いますが、今後もやっていっていただきたいなと思います。

次に、維持管理コストについての質問をさせていただきます。

やはり町民の皆様からは、あれほどの大きい規模の道の駅の運営をすると、長期にわたって相当な維持管理コストがかかるのではないかと心配の声をいただくことがあります。

建設費用に関しては佐川町にとって有利な起債ができたことによって、負担を少なくできたことはわかっていますが、作ったものの維持管理は自分たちで賄っていかなければなりません。

では、その維持管理コストがどの程度かかってくるのか、佐川町が支出する主なコストとしてどのようなものがあるのか。そして、道の駅に対する指定管理料は、今後どの程度の金額になるのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

道の駅全体、おもちゃ美術館、また周辺の維持管理、含めての運営管理費に係る経費としまして、金額の多い費目としましては、人件費、委託費、光熱水費がございます。

人件費としましては、正職員、会計年度任用職員、パート職員など36名の雇用経費で約6,300万円。清掃業務、交通誘導警備、システム管理費などの委託費で約2,300万円。電気、水道代などの光熱水費で約1,100万円となっております。

清掃業務やレジ打ちなどの委託業務につきましては、シルバー人材センターから20名程度人材を派遣していただいて実施をしておりますので、道の駅の営業により多くの地域雇用が生まれていると感じているところでもあります。

続きまして道の駅における支払いに関する指定管理料ですが、町が公共施設としまして、維持管理運営に必要な部分、例えばトイレの清掃、草刈りなどの景観維持、観光PR業務などに係る経

費について、町が指定管理料を見積もり、道の駅と協議して決定をしております。

しかしながら、道の駅、おもちゃ美術館につきましては、施設の性質上、収益性がございますので、道の駅の指定管理料につきましては、そのあたりも勘案して、算出する必要があります。

令和6年度の指定管理料につきましては、昨年度、営業が始まって以降の実績数値などをもとに協議の上、決定をしております。

その指定管理料を申し上げますと、道の駅部分としまして、これは周辺の維持管理を含めた金額で2,148万1千円。おもちゃ美術館として、283万2千円の指定管理料を令和6年度に支払う予定となっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

光熱水費が1,100万円ということで、大きい建物でかなりかかるなという印象ですが、委託料に関してはシルバーさん他、シルバーさんに委託しているので地域の雇用になっているということでした。

指定管理料は、道の駅の部分に関しては周辺の維持管理を含め2,148万円。とのことで、はい、ありがとうございました。

次に、今後のイベントや販売促進について伺いたします。

ドラマらんまんの放映も終了し、今後は佐川町独自で魅力を発信し、長く愛される道の駅としての力量が試されてくるころだと思えます。

そこでまず今後のイベントや販売促進についてお聞きする前に、これまでの1年間で行ってきたイベントや、主な販売促進活動の実績について伺いしたいと思います。

その中でも好評だったり、手応えのあったイベントなどあれば詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

道の駅におきましては、昨年度、定期的にキッチンカーでの販売や、店内での催し物を実施してきております。

またイベントとしましては、開駅からの100日で道の駅「開駅100日祭」、また、新年明けて「新春さかわでマルシェ」で餅つき等を行ったりしております。

また、年度変わりまして4月には、牧野富太郎博士生誕祭と併せまして実施しました、「さかわで Sweets マルシェ」など実施しておりまして、好評をいただいております。以上です。

1 番（齋藤光君）

この1年間道の駅としての様々な努力が、今、わかりました。

そこで次は、今後の1年間で注目を継続的なものにしていくためのイベントや、販売促進に向けてのどのようなことを行っていくのか教えていただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

道の駅が、継続的かつ安定的に運営していくためには、リピーターの獲得、また新たな顧客の開拓が必要でございます。

まずは、他の道の駅と連携を充実させて、定期的なイベント開催をしてまいりたいと考えております。

月末には開催予定であります、道の駅「開駅1周年祭」もございます。その時には、愛媛県宇和島市にあります、道の駅「みなとオアシスうわじま きさいや広場」さんが出展していただきまして、有名なチョコレートの販売等もしていただけるということで伺っております。

そのような形で、来場者に飽きさせないような取り組みを継続的に企画していく必要があると考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

今後のイベントも多数用意してあるということを確認しました。

販売促進に関しては、SNSでも、私は道の駅のアカウントから様々な情報が飛び込んできていまして、情報発信も力を入れているなと感じているところではありますが、今後もより一層力を入れて、イベントの情報発信、販売促進に努めていただきたいと思います。

町民の皆さんからも大きな注目を受けている道の駅ですが、それだけ大きい町民の皆様の期待が込められているということだと思いますので、今後も適切な運営により、愛される道の駅にさせていただくようよろしくお願いいたします。

次に、危険木の伐採についての質問に移らさせていただきます。

私自身、山に行って林業をしていると、木の成長には本当に時間がかかり、なかなか一気に大きくならないなと感じるところで

すが、一方で住宅を含む建物付近の木は最初は小さかったのに、あっという間に大きくなりすぎてしまって大変だというお声をよくお聞きいたします。

昔はそんなに大きくなかった木でも長い年月を経て大きくなります。住宅敷地に隣接するような場所に倒れてくる危険性のある立木があった場合、何かの拍子で木が倒れた場合、建物はもちろん、命や身体に危険を及ぼす可能性があります。

そんな危険木の伐採において、自分が知るケースの多くは、住居や建物、または道路の関係で切り倒せる方向がかなり制限されていることが多く、重機などの大型機械が入れて安全に作業できるというケースの方が珍しいです。そうなると人力での危険なリスクを伴う特殊伐採作業になります。

そうした危険木の伐採に対して、高知県田野町では補助制度を設けております。伐採撤去処分費用に対して2分の1の補助を、田野町では出しております。

その他の自治体や県外においても、危険木の伐採に係る補助事業を行っているところは、調べると幾つも出てきました。

佐川町においても、危険木の伐採に対して同様の補助金を創設することはできないでしょうか、お伺いしたいと思います。

危険木と言っても幾つかケースがありますので、まず住宅敷地内に危険木がある場合、道路の通行へ損害を与える危険木の場合、住居に隣接する山林に危険木がある場合、今回3パターンでの危険木の考え方と、補助金の創設についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、他の自治体では森林の適切な管理を主の目的としまして、危険木の伐採に要する経費の一部を助成する制度を実施している自治体はございます。

先ほど申し上げました、ケースによってですが、まず住居敷地内に存在する危険木についてですが、これにつきましては、所有者の管理のもと植栽され成長したものととなりますので、所有者の責任により対応していただく必要があると考えておりますので、町としての制度創設ということは考えておりません。

次に道路についてですが、当町の場合、町道の管理範囲内で山林からの立木が危険木として影響がありそうな箇所におきましては、道路管理者として適切に維持管理を実施をしております。

また、台風の通過後などには、道路への倒木や落石などの撤去作業を行うとともに、住民から危険木の情報や要望があった場合には、現地を確認した上で、被害が起きる前に道路管理者として立木の伐採などを実施しているという形になっておりますので、制度創設、道路管理者として、適切な維持管理を行っているという形になります。

最後に、個人所有の住居に、隣接する山林からの危険木に対する助成制度につきましてですが、個人の所有の山林につきましても、土地所有者が責任を持って、伐採等の適切な維持管理を行っていただく必要があるものと考えております。

ただ、近年では、所有者の高齢化、また所有者が県外などの遠方に住んでいる、または所有者がわからないなどの理由により管理ができていない山林が増えております。そのため、そういった山に隣接する住居に住んでいる方から、山林の伐採の助成制度についての問い合わせが年に数件はございます。

森林につきましましては、多面的な機能を有しておりますので、その多面的機能は公益性のあるものもございます。適切な森林管理を推進する目的で、制度の創設ということは検討は可能かと考えておりますが、現在推進しております森林政策もございまして、限られた予算の中で優先順位をつけた上で制度の創設については、判断をさせていただきたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

検討は可能性があると、そして優先順位をつけての判断になるということでしたが、放置山林が自然災害にて倒木があって、住居が被害に遭った場合、山林所有者には賠償責任があるのかないのか、お答えしていただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

所有する山林からの倒木が発生した場合、この場合に、災害によるものであった場合には過失がないということになりますので、民法的には損害賠償の対象にはならないというところで認識をしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

自然災害によるものだと損害賠償の責任にならない可能性が高いということで、そうなってくると放置してある危険木があった場合、切らなければいけない。切らなければ危険が増してくる状況が多々あると思いますので、その点も踏まえて、制度の検討をお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、空き家問題への質問へ移ります。

令和 5 年 12 月 13 日に空き家対策特別措置法が改正されました。今までも空き家問題については、質問をしてきたつもりですが、一言に空き家と言っても、グラデーションがあり、極めて倒壊の危険性が高く、周囲の生活環境に影響を及ぼすような空き家については、特定空き家という状態が設けております。

もうこれはもう一度住むのは難しいよねという特定空き家になる前に何とかしようということで、管理不全空き家という基準が追加されて、より自治体の判断で空き家活用が推進されるような方向に向く改正であったと私は理解しております。

しかしここで問題となるのは、以前は特定空き家に認定され、行政の指導を受けても、修繕や除却などの対応をとらない場合に、固定資産税の住宅地域減税特例を失い、固定資産税を今までの 6 倍支払わなければならないということになると。以前この特定空き家に関しての質問をした際には、佐川町で特定空き家に認定したケースは現状ないとの答弁をいただいております。

今回の改正で新しく新設された管理不全空き家ですが、これに認定され、指導を受けたがしたがわず、勧告を受けた場合。この場合でも固定資産税の減免措置が外れ、固定資産税が高くなってしまうということです。

そしてこの権限は、各自治体に大部分が委ねられており、ある日突然自分の持ち家の固定資産税が高くなることを心配する町民の声も届いております。空き家の活用自身は推進すべきだと私は考えておりますが、新設された制度に戸惑いの声もあるのも事実なのかなと受けとめております。

ここでまずお聞きしたいのは、新しく新設された管理不全空き家に関しての認定基準やガイドラインなどがあれば教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは管理不全空き家の判断材料について回答させていただきます。

国土交通省が新しく作成しましたガイドライン、こちらにつきましてはですね、4つの観点からなっております。

まずは保安上危険である、衛生上有害である、景観の悪化、周辺の生活環境への悪影響から、空き家状態の例が例示されております。

この基準を1つの参考にしてですね、施策を進めていくということになっています。

その4つのガイドラインの方で管理不全空き家の判断とすることとしております。

1 番（齋藤光君）

今、4つの保安、衛生、景観、生活環境への悪影響を基準にしていくというお話を伺いましたが、その認定基準は自治体によって基準は違うのかどうなのか、皆一緒なのかお答えをお願いしたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

基本的にはですね、自治体の判断によるものとなっております。

1 番（齋藤光君）

判断基準の質問に加えてですね、4月1日から相続登記の義務化がされましたが猶予期間が3年間あったと思いますが、その空き家に対しての基準というか、どのように対処していくのかは、お考えはありますでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

そちらについてはですね、具体的に今検討というよりもですね、役所全体でですね、共有の上ですね、方針を定めていきたいと思っております。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

そうすると相続放棄された空き家は固定資産税はかからないと思いますが、管理責任は残る場合があると思いますが、その件に関してはどうお考えでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

基本的にはですね、個人の方の財産でありますので所有者の方の管理というかですね、責任は問われることになると思います。

1 番（齋藤光君）

相続放棄された空き家の所有者はどなたになるんでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

ちょっとそれ、その関係に関してはですね、ケースバイケースになると思いますので、ちょっとお時間をいただいて、また調べさせて、ご回答させていただきます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。では、後ほど回答いただきたいと思います。

次に法改正から半年経った状況ですけれども、管理不全空き家に認定したケースは佐川町内であるのか、また他市町村での認定事例などあれば教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

今回改正された制度でですね、について所管する高知県で所管課であります高知県住宅課に聞き取りを行ったところ、現時点ではですね、佐川町も含めて県内の市町村で制度化であったり、運用された事例はないという回答でした。

1 番（齋藤光君）

高知県全域で現状ないと、制度化も運用事例もないということを確認しました。

また、親族から帰ってくるかもしれない、仏壇がある、荷物が置いてあるなどが空き家の理由として僕らもよく聞くケースなのですが、そういった家も管理不全空き家になってくる可能性があるのか、教えていただきたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

先ほど回答させていただきました管理不全空き家のガイドラインでですね、衛生上有害であるとかですね、周辺の生活環境への悪影響につながるような状態、という判断になれば管理不全空き家になりますが、例えばですね、個人の方の財産、荷物というかですね、それが残っているで、それがあななしで判断されるものではないというふうに考えております。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

あくまでガイドラインというか基準に沿って考えるということを確認しました。町民の皆様が心配してるのは、自分の持ち家がいつ指導勧告を受けるのかという点だと考えて受けとめております。そのためにも基準は可能な限り公開していただきたいと思いますが、情報公開について今後どのような方針を持っているのか、教えていただきたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

今後、町としてはですね、今後につきましては所有者の皆さんに空き家管理を適切に行っていただけますようですね、広報誌であるとか、ホームページについてで、国のガイドラインを紹介して、管理不全空き家となる判断基準の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

1 番（齋藤光君）

では今後ぜひ、周知や啓発活動に努めて住民の方々が納得できるように、情報公開していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて空き家調査についてですが、先ほど下川議員の質問でもありましたが、佐川町内の空き家率は推定で 15%とあり、総住宅数が 6 千に対して、約 1 千戸程度、空き家だと言うことですが、管理不全空き家等の法改正を踏まえて、その調査を行う予定があるのか、重複した質問になりますが、よろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

空き家対策を効率的に進めるための実態調査については、必要であるとは考えております。町内にですね、1 千戸程度存在するであろう空き家をシラミ潰しにですね、全戸調査することはですね、現在作業の手間であるとか、データ管理の費用対効果の観点からそこまでの必要性は、優先順位は低い、と考えております。

したがってまして町の進めるまちづくりの施策に照らし合わせて、必要最小限のですね、より効率的なデータに絞って収集すると。主として移住施策であるとかですね、今後老朽住宅対策の実態の把握に取り組んでいこうと考えております。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

実態調査は必要だと感じているけれども、全戸調査に関しては、費用対効果を考えても優先順位が低いと考えているとご答弁をいただきました。私もそのとおりだと思っております。

今回の法改正は、増え続ける空き家への対抗策としての改正だと考えております。パッと見ると、増税や負担増が目立っておりますが、市町村各自治体が空き家活用を進めるために活用拡大を促進する面も備えているように読み取れました。

実際に今回の法改正では、空き家等活用促進地域を設定し、そのエリア内での空き家の活用指針や用途変更、建て替え等の促進を各自治体が行うことも可能になっております。

具体的な一例を出すと、建物の敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していないと建て替え改築等が非常に困難ということですが、仮に佐川町が活用指針を定めれば、活用指針内の敷地特例適用条件に適合する空き家は、佐川町の判断で建替え、改築が可能になります。

加えて今、佐川町では年間約50件程度の新築住宅が建設されているようです。そういったマーケットとしてのニーズが高い地域を空き家活用促進エリアとして定め、エリア内の不動産流動性を高めることは、人口増にもつながると考えられます。

そしてエリアをある程度区切って考えれば、そのエリア内の調査を重点的に行えばいいので、空き家調査等も負担を軽減できると考えております。

今後の空き家調査の方向性も踏まえて、この空き家等活用促進地域の件も一緒に検討していただくことはできないでしょうか。

ご回答よろしくお願いします。

建設課長（吉野広昭君）

そのようなこともですね、我々も議論をしておりますので基本的にはですね、ご質問のような方向でですね、取り組んでいきたいと思っております。

1 番（齋藤光君）

基本的にはということでしたが、空き家調査の方向性も踏まえ、空き家等活用促進地域の件も議論して、検討のテーブルに上げていただけるということで認識してよろしいでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

建設課だけでなくですね、空き家対策全般的に今、全庁で共有してですね、取り組んでいきたいという、思っております。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

それでは最後になりますが、やはり今回の法改正は町民にとっても不安な面の大きい改正だと思いますので、やはり先ほども言いましたが可能な限り管理不全空き家や、特定空き家の基準やガイドラインを明示してあげるということも非常に重要だと思っております。その住民への周知については重ねてよろしくお願いいたします。

それでは以上で、今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

以上で、1 番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで食事のため、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午後 0 時 07 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番西森議員より、午後より欠席するとの届け出をいただいております。

引き続き、一般質問を行います。

2 番、岡林哲司君の発言を許します。

2 番（岡林哲司君）

2 番議員の岡林哲司です。議長にお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問をさせていただきます。

まず、加入者の減も目立ってきました、自治会の現状について伺います。

現在の町内にある自治会数と、その自治会の中で最大世帯数の自治会と、最小世帯数の自治会を教えてくださいませんか。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは自治会数等について回答させていただきます。

現在、町内の自治会数につきましては、106 というふうになっております。最多につきましては上郷地区の286世帯、最小につきましては2世帯の中山地区というふうになっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

最大世帯数が286、最小世帯数が2ということで、自治会の中で100倍以上の世帯数の差があるということが、現状がわかりました。

それでは、現在町内の全世帯に対する、未加入率、自治会への未加入率が何％になっているか、お答えください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

この令和6年6月1日の状況になりますが、世帯数が5,949世帯に対しまして、加入世帯が4,371世帯となっております。したがって未加入率につきましては約27%というふうになっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

未加入率が27%、約四分の一を超えてきているということで、残念ながら年々増加傾向にあらうかと思えます。

このままでは、今後多くの自治会が運営の危機に直面するという可能性が非常に高いと思われます。

これについて担当課のお考えをお聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

地域のコミュニティーといたしまして、住民の皆様が生活しやすい環境づくりを組織的に行うため組織されてきましたこの自治会ではありますが、加入率の低下によりまして、これまでの地域コミュニティーによる生活環境を維持していくことが、当町のみならず、全国的に問題というふうになってきております。

近い将来には南海トラフ地震の発生も懸念されておりました、地域のつながりが重要視されてきているところでございます。

町といたしましても、協働のまちづくりという観点からも、地域との連携は非常に重要なことだと考えております。

これまでの各自治会での取り組みが継続して行っていくことができるよう、町と自治会や代表する自治会長会の皆様と知恵を絞りながら、また効果的な参考事例を勉強しながら、末永く活動することができるよう取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

課長のおっしゃるとおりですね、全国的な問題としてこの自治会の維持運営についてが問題になってきております。

佐川町ではこの協働のまちづくりの活動の中で、しっかりと自治会と町との役割を確認しながら、連携をして進めていただきたいと思います。

ここで自治会の役割について少し確認をしたいと思います。

自治会の役割というのは、大きく4つに分けられると思います。

まず1つ目、地域コミュニティの強化、自治会が適切に機能することで、地域住民同士の連携や協力が強まり、災害時の助け合いや防犯活動がスムーズに行われる。逆に、自治会が消滅してしまいますと、地域住民同士のつながりや連携が弱まり、孤立する住民が増える可能性がある。

そして2つ目、行政サービスの効率化。自治会が地域の意見をまとめて行政に伝えることで、住民のニーズを迅速に把握でき、適切な行政サービスの提供が可能になります。

また、自治会が主体となって行うごみ収集や清掃活動などにより、行政の負担が軽減されます。これが逆に自治会が消滅しますと、これらのサービスを行政が直接担う必要性が出てきて、行政の負担も増加します。これはさらに町民税や公共サービス利用料などの住民への負担増にもつながるかと思います。

3つ目、地域の課題解決。自治会は地域の具体的な問題や課題を把握しており、地域独自の解決策を講じることができます。これにより、行政だけでは対応が難しい細やかな地域の問題にも迅速に対応できる。

自治会が機能しなくなると、ごみ置き場や街路灯などの管理ができなくなり、地域の課題に沿った問題解決も困難になります。こちらでも行政の負担は増えます。

4つ目として、災害対応能力の向上。自治会が防災訓練や災害時の対応計画を策定、実施することで、災害時における地域の対応力が強化されます。

これにより、被害の最小化や迅速な復旧が期待できます。逆に自治会が機能しない場合、被害の把握や支援対応などの情報共有がされにくくなり、その地域の防災力が低下をしてしまいます。

以上これら4つの観点からも、自治会が存続し機能をしていくということが、自治体、つまり町にとって非常に重要であると言えます。

その重要な役割の中で、地域の清掃やごみステーションの管理についてですが、これは個人の自由ということで自治会に未加入というされる方が最近多くなってまいりましたが、この自治会に未加入でも、この地域の清掃やごみステーションの利用などのメリットが受けられるということになれば、今後これが未加入世帯の増加につながらないかと心配する声も多くの方からお聞きをします。

この点について担当課の考えをお聞かせください。

住民課長（真辺美紀君）

私の方から自治会未加入者の方がごみステーションを利用することについて、どのように考えるかということについてお答えをさせていただきたいと思います。

本町ではごみステーションの設置は自治会の代表者から申請していただくことになっており、設置後は自治会長等にごみステーションが円滑に利用できるよう、維持管理をしていただくこととなっています。

自治会未加入者がごみステーションを利用することについて制限は設けておりませんが、状況に応じましてステーションを管理していただいている自治会長の方々たちと一緒に話し合っていたくなどの対応が考えられます。

全国の市町村を調べてみますと、自治会に加入されていない方がごみステーションを利用する場合には、自治会と話し合いの上、利用のルールを定めているという自治会もあります。

いずれにしても、住民の皆様がごみステーションを円滑に利用でき、地域の生活環境が悪化しないようにしていくことが重要であると思われます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

全国の他の自治体の例でも出していただきましたが、未加入の方と自治会とで利用のルールをしっかりと定めてやっているというところがあるということで、やはりこれに関しては自治会にも参加していらっしゃらなくて周りともコミュニケーションがなかなか取れてない方が、ごみのルールを守られてないということで、トラブルになるという事例が何件か私の方でも把握をしております、そういったところも今後、自治会を継続して運営していくために、解決が必要なんじゃないかなと思うところがあります。

行政としては難しいところだと思いますが、この自治会未加入者にごみ置き場を利用させないということをやった自治会が、裁判でこれは違法というような裁判例も出ておりまして、これの、どういうふうに運営していくか、というところは非常に行政にしても自治会にしても難しいところだと感じております。

他の自治体での例を見てみますと、加入者からごみステーションの利用料を自治会が独自に徴収をしているというところもあるようです。

これはその地域に暮らすものとして、できれば自治会は皆さんにご加入いただければ一番良いのですが、加入をされないという判断をされた方にもですね、ぜひ自治会の活動をご理解いただき、費用負担をいただけるようになれば、もう少しトラブルになりにくいかと感じます。

これについて、町から自治会にこのようにしてくださいというようなことは、難しいというふうに聞いております。

独立した組織としての自治会に対して、こういったやり方があるという事例などを踏まえてですね、これを紹介していくことで、このトラブルの解決に町としても働きかけをしていただきたいと思います。と思いますが、この辺りについて担当課の考えをお聞かせ願います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

岡林議員の方からも提案をいただきましたが、各自治会におきましては、これまでの生活環境や風習、そういったものの違いがありまして、一定の基準を作るということは難しいのかなという

ふうには考えますが、自治会の方ですね、そういった費用面等におきましても、そういったルール化というのが希望とかそういうのがありましたら、自治会長会の方ともですね、相談をさせていただきながら、そういったところの取り組みはどうするのか、というところについては一緒に考えていきたいというふうに思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

町から自治会に対して、こういう一定のルールを基準として作るっていうのは難しいというのは、私も申し上げましたとおり把握をしております。

その中で、他の自治体が抱えている問題の解決策としての他の自治会の、そういう成功事例としてですね、紹介をすることで、この佐川町内でも、そういったことでの成功事例ができてくれば、他の自治会もそれに続いて制度を取り入れたりということも可能なんじゃないかなと思いますので、なかなか町からですね、自治会に対してこういうふうにしてくださいというのは難しいということですけども、こういう提案をしていく、静観をするのではなく、提案をしていくことで自治会の存続と、活動の活発化に町としても力を入れていただきたいなというふうに思います。

また、一見見落とされがちですけども、街路灯の地域への影響について、いくつかの研究と統計データから明らかな相関関係が確認をされています。

まず、犯罪率に対する影響。街路灯の設置が犯罪率の低下に寄与することが広く報告をされています。明るい照明があることで犯罪者が行動しにくくなり、住民や通行人の安全感が向上をします。世界的にも、街路灯が多いエリアは犯罪率が低くなるということが報告されています。

2つ目の街路灯の効果としては、交通事故率に対する影響です。街路灯が設置されていることで、夜間の視界が改善され、交通事故の発生率が低下します。特に交差点や横断歩道付近に街路灯があることで、ドライバーが歩行者や他の車両を早期認識できるようになり、安全性が向上します。

また、夜間の歩行者にとっても、転倒や落下などの転落などのリスクの減少にもなります。

以上の２点からも適切に街路灯が設置、管理されることが地域にとっても、重要だといえると思います。

その街路灯の設置に関する自治会への補助金の制度がどのようなになっているか伺います。

総務課長（片岡和子君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町の防犯灯設置補助金の規定がございますけれども、この規定によりまして新たに防犯灯を設置する場合及び老朽化により取り替える場合は、１灯当たり上限額で２万円、それから専用柱を新設する場合、または老朽化により取りかえる場合は、一本当たり上限額３万円となっております。

いずれも、自治会に対して補助金を交付させていただくものとなっております。以上です。

２番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

この街路灯の設置に関する補助金、自治会に対して交付されるものですけれども、街路灯本体自体に対して２万円、そしてその街路灯を設置するための柱に対して３万円ということで、これは長年、この補助金の額が変わってきていないということですね、この昨今の物価の上昇を受けて各自治体からですね、この設置の基準について補助額について、増額見直しをしていただけないかという声を複数お聞きしております。

この街路灯の役割からしましても、自治会がしっかりと管理をして運営をしていくためにも、少しでも自治会の負担を減らすために、この補助額に関して現状に合った金額になるよう、ご検討いただきたいですが、担当課のご見解を伺います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

議員もおっしゃられましたとおり、価格高騰、最近特になんですけれども、言われておりますので、近年のこの防犯灯の補助金の交付申請書に、自治会が取ってくださった見積書を添付していただいておりますので、そちらの方をちょっとここ何年か見返しをしてみまして、防犯灯に対する補助金、それから専用柱に対する補助金。そちらの方確認をして精査をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ぜひですね、ここ最近の値動きも注視をしていただきまして、現状に合った補助額に増額を検討いただけるようお願いをいたします。

同時にですね、この専用柱の設置に対しての補助額というものがあるんですけども、これはこの金額で、例えば柱はあるけどその立ててくださいというようなことを自治会に直接、工事の作業を、自治会の方がするということがありまして、それに対しては町内全体でですね、自治会の会員も高齢化をしてきていることもありまして、幾つかの自治会から、なかなかもう自分らでは、この作業ようやらんってきたよというような声も上がってますので、その辺りも自治会からの声を拾い上げて同時に検討をいただけましたら、と思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして現在、担当課においても佐川町へ転入される方に、自治会への入会をお勧めいただいていることとは思いますが、今までの説明のとおりですね、これまで以上にその自治会の役割、この重要性をしっかりと転入された方にお伝えをし、入会を促していく必要があると思います。これについて、担当課のご見解をお聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

転入等の際につきましては、手続きをされます住民課、こちらの方ですね、自治会への加入ということで案内の方をさせていただいております。

また自治会長の皆さんのですね、了解を得た上で自治会長さんの連絡先、電話番号等をですね、お教えていただいておりますので、そうしたところへ連絡していただきながら加入促進するということで現在対応の方もさせていただいております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

ぜひですね、この転入される方に対してできるだけ多くの方に、自治会に入会していただけるように、引き続き情報提供の方よろしくお願いします。

なかなか独立した組織としての自治会に対して、町からこういうふうにしてくださいということが難しいということはわかりま

したが、なかなかこのまま静観をしてるだけでも、自治会が会員が減っていくのを静観するだけということにもなりかねませんので、何とか直接制度を決めたり、決まりを決めたりということではなくですね、他の自治体の成功例などをしっかりと伝えて、自治会の方と連携をして活動をサポートしていただけるようお願いをします。

そういった意味で清掃やごみの問題、街路灯の管理、その地域に住む人々にとって、それが他人ごとではないとわかるような資料を作成をして、これをもって各自治会と連携し、自治会への加入率が上がるよう、対策を講じていただきたいと思います。

人口減少でも持続性のある自治会運営ということで、私から幾つか自治会の存続につながりそうな案を提案させていただきたいと思います。

1つ目に、自治会の役員のなり手不足というのを少しでも解消するために、世帯数の少ない自治会同士の合併統合に向けた話し合いをすること、それによって役員を持ち回りで担当できるようになり、各世帯の負担を減らすことができると思います。

もちろん、これは地域性や各地域のお祭り、決まりごとなど、自治会ごとの特色があるのは存じておりますので、自治会活動を維持していくための可能性として、提案をさせていただいております。

そうした話し合いの場や、他の自治体の成功例などを提示することで、こういう話し合いのきっかけを促して町としてサポートをしていくことができればと思います。

これについて担当課のご見解を伺います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

先ほど来の回答と重なる部分もございますが、岡林議員が言われますように、やっぱりこれからの継続というのは難しいと言われてるところもあります。

それと、一定その生活環境でありますとか、風習が違うというところもございますが、一定いろんなところの先進的事例とかっていうのもございます。

これは佐川町がやってることと重なってているところもありますが、そういったところをしっかりとですね、もう1回確認をし

ながら自治会長会の方とも幹事会の方ともですね、その協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

なかなか、先ほどからも申しておりますが、自治会と自治体との関わり方、難しい部分がある中でも、そういった話し合いをサポートしていただけるようによろしくお願いします。

2 つ目として提案させていただきたいのが、自治会費をごみステーションの管理や地域の清掃、そして街路灯の電気料金などの基本的な費用負担の部分と、その他、地域の特性のある部分に分けてこれを明確に請求することで、自治会費の透明性の確保をし、新しく転入されてくる方に対して、納得してご入会いただけるようにするというのを提案させていただきたいと思います。

例えば、上郷自治会でも、自治会全体としての自治会費と、各班ごとに設定した金額が、班ごとに違うというような事例もあります。

これによってですね、こういうことによって自分が払うお金が何に使われるのかというのをしっかりと把握をして、理解をしていただいて自治会に入会していただく。もしくは先ほどもありましたが、自治会の活動自体には、自分は参加はしませんが、例えばゴミステーションの利用料であったりですとか、街路灯の負担分としてですね、その分は例えば準会員、自治会準会員というのが制度的にある自治会もあると伺っておりますので、そういった制度を導入することでこの自治会の運営、そして入会していない方でもこの自治会が、提供する地域に対してのメリットの部分を楽しんでいるような制度で、こういったものの成功例があるという情報を、自治会にもシェアをしていただいて、問題解決のサポートになればということでこちらに対しても担当課のご見解を伺います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

自治会費につきましては、各自治会により集める項目など、使い方、そういったところが違っているということは、お聞きもしているところでございます。

これにつきましてはそれぞれの自治会で決定した、そういったルールにしたがって運用、また監査なども行いながらですね、こ

れまで継続してきているところがありますので、そうした岡林議員からもいただきました提案につきましては、自治会長会、こちらの方ともですね、協議をさせていただきながら、進め方についてはまたこの中で検討させていただけたらと思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

それぞれ金額も違うということで、金額が高くても、例えば自治会の加入率が非常に高いということであればその自治会はしっかりと説明もして運営をしているということだと思いますので、そういった場合は、先ほど申し上げたような提案はなかなか効果というものはないかもしれないですけども、例えば自治会の加入率がとても下がって困っているというような自治会に対しては、こういう情報提供も一定効果があるのではないかと思いますので、また、こちらについてもご検討をお願いいたします。

私の住んでいる上郷自治会は、先ほど、担当課長からもご答弁いただきました、286 世帯と言うことでですね、最大規模の自治会となっております。

この 286 世帯の自治会を約 2、30 件ごとにですね 10 個の班に分けて、これが活動をしております。

全体をまとめる任期 2 年の自治会長、副会長、副会長が 2 名と、会計、そして理事、それに加えて毎年変わる各班の班長、副班長と、各班での月当番などがあり、大所帯ではありますが、とても機能的に運営がされています。

もともと上郷というのがですね、面積は広くて世帯数が少なかったことから 1 つの自治会でして、そこに多くの人々が住み始めた経緯で今のような大所帯になっていますので、他の各小さい自治会がたくさんあるところと同じにはできないとは思いますが、各自の自治会に対する作業の負担や機能などを考えると、非常に効率的に運営されている例なのではないかと感じています。

もちろん、大所帯で自治会長となると役員の負担は大きいのですが、皆さんの長年の努力により運営をされておりまして、自治会費も今年度、基本的には 1 世帯、年間 3 千円というところで運営がされています。

こういった方法もありますので、例えば世帯数が、加入世帯数が少なくなって役員もなかなか手がおらんよ、ということに

なりましたら、少し大きめのくくりにして集まっていだいて、今ある自治会の名前を、例えば班の名前として残すというようなやり方もあるかと思います。

いろんなやり方があるかと思いますが、町としても自治会がしっかりと活動存続していけるように、今後とも必要な情報提供やサポート、そして補助制度の設定などお願いしたいと思います。

この自治会の結びつきが強ければ強いほど、来る南海トラフ大地震などの災害にも、地域として備える力になると思います。

よく言われるように、沿岸部が大きな被害を受ける想定の中で、この中山間である佐川町への支援というのが届きにくくなるという可能性もありますので、そういった部分でも、やはり自治会の力を、結束力を高めていくというのは非常に重要なことだと思いますので、もう今でも担当課の皆さんは地域に対していろんなアクションをしていただいていると思いますが、なおさらにとことで、自治会の活動のサポートをよろしくお願いいたします。

それでは2つ目の質問事項に移ります。

我が町出身でブラジル移民の父と称される、水野龍（みずのりょう）氏に、龍と書いてりょうと読みます。に関して伺います。

現在町内で管理をしている水野氏に関する史跡や石碑は何か所あり、またその管理状況はどのようなになっているのか、お聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

まず水野氏に関します史跡等についてですが、まず上郷地区、すべて上郷地区になりますが、焼肉屋のてっちゃん。名前出したらいかんですかね、すいません。その裏にですね、まず石碑がございます。こちらにつきましては、建立発起人と有志の方で建立をされているということになっております。

そこから南の方へ上がっていきまして、生誕の地にですね、ここは教育委員会の方が史跡の方、建てております。

それからちょっと大きなくくりになってくるかと思いますが、桜座の敷地内にですね「高知県人中南米移住の碑」というのがありまして、これは移住者一同で建てられているようです。

したがいましてこの管理、町の管理としましては生誕地の方にあります史跡になりまして、それから石碑の方につきましては、

有志の方が管理をしておりましたが、その管理されている方の高齢化等に伴いまして、令和5年度につきましては町の方で草刈りの作業を1回やったという経過がございます。

あとその桜座の方にありますところの「高知県人中南米移住の碑」につきましては、南米移住者一同の方で管理をされているという認識であります。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

この国道沿いの石碑についてですが、これが私の自宅のすぐ近くでですね、小さい頃からこの石碑の周りで遊ばせていただきましたし、またこの地域の住民の清掃のときにですね、あそこの霧生団地といいます、そこの住民でずっと清掃活動をしてきています。建立が有志による建立だったというのはちょっと私も今、聞いてちょっと勉強不足なところではありましたが、この地域の住民の高齢化もありまして、なかなか管理の手が届きにくくなっているという部分もあります、私も家の近くでありますので、気が付いたときには草を引いたりですとか、そういうできることは、やっていきたいと思います。

そして町が管理をされているという生家跡地、生誕の地ということで木の杭が設置をされておりましたが、それが最近ですね、老朽化をして一部欠けているというような状態にもなってますので、これに対しても今一度確認と管理の方お願いしたいなと思います。

「高知県人中南米移住の碑」、桜座の敷地内にある石碑に関しましては、この敷地全体の草刈りを引き受けている「桜座 CLUB」というボランティアの団体がありまして、そこがこの石碑の周りを草刈りをしたりして管理をしているというような状況だと思います。

ブラジルへの移民事業でですね、海を越え渡った人たちについては、今の佐川町史、今発行されてすでに発行されている分にも記載がされておりますが、それからあと、現在に至るまで調査ができる範囲でですね、これから編さんを予定しています、新しい方の佐川町史にもそのあとがどうなってるかというところも追跡をして記載するべきではないかと思います。

この佐川町からブラジル、そして南米までも、渡られた方々の追跡といいますか、その後について、町としてどの程度把握をされているのかお聞かせください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

町史の編さんにつきましては、本年度から準備の方を進めるようにしております、町政施行 130 周年となる 2030 年の発行を目指しているということにつきましては、これまでもご回答させていただいているところでございます。

現在の町史につきましては、昭和 50 年から編さんの作業を進めております、今回の編さんにつきましては、現在のこの町史から引き続いたものを行っていくという予定をしております。

ですので今現在、町として把握しておるのは、現在の町史に載っているところが主になるかというふうに考えております。この現在の町史の海外開拓と移民という項目がございますが、ここにですね、新たな資料など情報、そうしたものがあいましたら、また町史の方に加えていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

この佐川町からですね、南米へと開拓で渡った人たち、そしてその後、血縁についてですね、現地で活躍されていることと思いますので、このわかる範囲で、と申しましたが、ぜひその町史へも引き続き記載をしていただきたいと思います。

現在はブラジルでもですね、3 世以降が多くなってきておるということで、これは 2 世の方から直接話を伺ったんですけれども、なかなかもう、日本語を話さなかったりですとか、もうブラジルの地に足をしっかりとつけて、活躍をされているということを伺っております。

なので今まだ 2 世の方がご存命の方がいらっしゃいますので、この町史の編さんに関しても、しっかりこういった方からお話が聞ければ、少しでもこの情報が掘り起こされていくのではないかと思います。そういった中で、現在のブラジル国内、ブラジル連邦における日系人の活躍、日系人社会の役割というものを考えますと、改めてこの水野龍氏の功績を顕彰していく必要があるのではないかというふうに感じております。

またこの水野氏は、昨年らんまんでも放映されました、この題材となりました牧野富太郎博士とも交流があり、「お互い進む道は違えど、必ず成し遂げよ」と励まし合った関係だというふうに記されています。

この中山間の佐川町から、お互いの道をそれぞれ進み、世界を舞台にそれぞれ成し遂げたお二人をしっかりと評価をして顕彰することで、これを町の観光面でも文化面でも、らんまんに続いて盛り上げていくことができるのではないかというふうに考えます。

特に水野氏といえば、ブラジルコーヒーを日本に持ち込んだ人物であります。佐川町には、お茶の産業があり、近年では、スイーツのお店が各所に展開をしております、このお茶、スイーツ、コーヒーは、非常に相性が良い要素ではないかというふうに思います。

以前、当町でもこの水野龍氏の生誕150周年の記念事業の頃だったと思いますが、水野氏が創立した銀座にあります、「カフェパウリスタ」という、お店に佐川支店を出していただけないかというような打診をした経緯があると思います。

これは残念ながら実現はしませんでした、その後、「カフェパウリスタ」よりコーヒーを仕入れて旧浜口邸で販売するなど、今でもそういった交流が続いているというふうに思います。

現在は、まきのさんの道の駅も開業しまして、そして牧野博士もコーヒーを好んだということからですね、道の駅でも複数の店舗でいれたてのコーヒーを購入することができますし、ここにこの水野氏の顕彰事業と絡めてブラジル産のコーヒーを販売していくことで、観光面や文化面での相乗効果を生むこともできるのではないかというふうに思います。

「お互い進む道は違えど、必ず成し遂げよ」という思いを道の駅の成功にもかけて、これを生かしていくということは、ストーリーとしても強いのではないかというふうに思います。

道の駅の運営に関しては財団法人に委託をしていることですので、これは運営面のことというよりかは、町としてこの水野氏の顕彰、功績をしっかりとたたえつつ、これを産業に生かしていくという意味合いでの提案です。これについて担当課のご見解を伺います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

まず佐川から多くの偉人を輩出しているわけですが、その中の1人としまして、この水野龍につきましては皆様のご存じのとおりに、ブラジル移民の先駆けとして多大な功績の方を挙げております。

現在町では教育委員会が小学生の副読本といたしまして作成をしております「サカワーク」、ここにおきまして水野氏の紹介の方もしております。

また町内におきましても、水野氏を顕彰いたします団体が活動するなど、しているところでございまして、こうした取り組みの継続や、団体への団体の活動への支援、また連携した取り組みなどできないか。そうしたところで顕彰することは、考えていきたいというふうに思っております。

また佐川観光協会では、先ほど岡林議員も言われましたように、水野氏が用いたコーヒーということで「カフェパウリスタ」の方からコーヒーの方仕入れてまして浜口邸の方でコーヒー提供、豆の販売等しております。

これを他のところでもですね、いろいろ生かせないかということもあります。商品の特権の問題、こういったところがあるので非常に難しい部分があったというふうにもお聞きをしております。しかしながらこうしたことがですね、観光振興などにもつながれないか、そういったことも観光協会とともにですね、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

教育委員会と、まちづくり推進課で協力してですね、この顕彰事業をさらに進めていただけたらというふうに思います。

また「カフェパウリスタ」の商品では商標の関係もあるということですが、水野龍氏の功績としましては、「カフェパウリスタ」を創立したということもそうですけれども、日本にブラジルのコーヒーを持ってきたということが1つの功績だというふうにも考えられますので、ブラジル産のコーヒーを販売するというのであれば、何か商標にかからないような利用の仕方も考えられるのではないかなと思いますので、町民の方からもいろんなアイデアを集めてですね、この水野氏の顕彰事業というものを牧

野博士に続いて、相乗効果のあるものとして検討いただければと思います。

さて、その水野氏がブラジルで晩年を過ごした町があります。ブラジルサンパウロ州のお隣、パラナ州というところに、マリアルヴァ、マリアウヴァとも発音をするようですが、という都市があります。

そしてこの町の出身で、現在このパラナ州選出のブラジル連邦の下院議員を務めておられます、西森ルイス弘志さんという方がいらっしゃいますが、この方は子供のころ一度高知県に帰ってきており、高知市内の小中学校、そして高知商業高校を卒業された後に再度ブラジルにわたり、現在はブラジル、そしてこのパラナ州の発展に寄与されております。

また、毎年この日本、パラナ州と日本の兵庫県の姫路市との姉妹都市交流みたいなものもあるみたいですが、この兵庫県とそして高知を毎年訪問をして、日伯の相互交流のキーマンとして活躍をいただいております。

この西森議員のですね、ご家族は、実はこの佐川町尾川の出身で、現在も尾川小中学校にこの西森さんのご親族が寄贈された南米産のワニが、ワニの剥製ですね、が保管をされています。先日、私も尾川小中学校を訪ねさせていただいて、このワニの剥製の現物を確認させていただきました。2体別々の、西森さんという苗字の方から別々のものとして2体、大きいものと小さいものと2体の剥製がございます。また機会があったら、執行部の方も見にいらしてください。

先日、その西森ルイス下院議員が来高された際に、高知市でこの交流会があり、片岡町長と松浦議長と、そして桑鶴県議と、そして齋藤議員とともにこの交流会に参加をさせていただきました。

その場でこの水野氏が晩年を過ごしたマリアルヴァ市と、佐川町との姉妹都市の交流が実現できないかというような話題が上がりました。なかなか海外との姉妹都市交流というとハードルが高いように感じますが、メリットの部分もあるというふうに思います。

幾つかそのメリットについて申し上げますと、1つ目は文化的交流の強化。伝統芸能や、文化的なイベント、教育プログラムを

通じてお互いの文化を学び尊重する。これによってお互いの理解を深める。

これには日系人も多く、日本に縁のある方が多くいらっしゃいますので、より深いものになるのではないかというふうに思います。住民の国際化や多文化への理解が深まります。

2つ目として、経済的連携の促進です。両都市の企業がお互いに市場を拡大し、新しい投資機会を探求できるように取り組む。例えば、先方は高級品種のブドウなどの農作物が有名で、例えばその加工品などが手に入れば、佐川町に最近多くなっております、スイーツの産業にも生かされるのではないかというふうに思います。また、ブラジルでは現在、日本酒がブームということで、佐川町産の日本酒の輸出にもつながるのではないかというふうに思います。

3つ目として、教育と青少年の交流。学生の交流を促進し、国際的な視野と、相互理解を深めていくことができます。私も学生時代に外国語の学習には大変苦勞しましたが、目的を持って使うための語学を学習するというのは非常に学習効率が低い、ということも、その後、身をもって経験をしました。そういった意味でも、価値があると思います。

また、日本とブラジルはほぼ地球の反対側に位置をしておりますので、時差は12時間ということで、今こちらは午後2時17分ですので、あちらは今朝の夜中の2時17分というような、反対側ということにもなります。

そういう距離の制約はございますが、現在はインターネットを介して、お互いに交流をするということができ、国際交流のハードルは、昔より下がってきているというふうに言えます。

なかなかこの、もし姉妹都市というのが実現できたとしても、毎年現地を訪問するというのは、費用的にも町の財政的にも難しいというふうに思います。

しかしながら、現地で周期的に開催をされています、高知県人会の10周年ごとの周年行事の節目で訪問するというようなことであれば、これは実現可能なのではないかというふうに考えます。その間、デジタル技術などを活用したオンラインでの交流や、企業同士の物産や商品のやりとりなどによる交流、そして教育への交流などを続けていくというようなことも考えられると思います。

ブラジルは経済的にも、まだまだ伸びている国です。犯罪率が高い都市など、聞くだけでも少し危険なのかなと思うような都市もありますが、このパラナ州のマリアウヴァ近郊は治安のとてもよいエリアであるというふうにも伺っております。日系人が多いということもそれに関連しているというふうにも伺っております。

ぜひ、この佐川町ともゆかりのある町との姉妹都市交流事業というのを実現させていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

時代もですね、経過をしております、移住をされた方々の親族も世代が変わりまして、それぞれのふるさととのつながりも少なくなっているのが現実だと感じております。

去る4月22日に先ほど議員も言われましたがブラジル連邦共和国 西森ルイス弘志下院議員及びアチバイア市長の訪問団が来高されまして、濱田知事から歓迎の夕食会にご招待をいただきまして、私と岡林議員を含む4名で参加をさせていただきました。

西森ルイス弘志下院議員におきましては、両親が佐川町尾川の出身、先ほど言われましたが、ご本人も高知商業高校卒業されております、現在パラナ州マリンガ市の在住でありまして、現連邦下院議員兼伯日友好議連の会長、またパラナ州、元パラナ州の議会議員、2011年から連邦下院議員を務められております。私自身、西森ルイス弘志下院議員が来高されて、歓迎の夕食会に参加させていただいたのは今回で3回目でありました。

今回、下院議員から、ふるさとマリアウヴァ市との姉妹都市の提携をというお話をいただきました。今後におきまして両町にとって大変有意義なお話であると感じたところでございます。

姉妹都市の提携におきましては、姉妹都市交流を当時通じてですね、先ほど議員の方からメリット等をいくつか言っていただきましたが、相手の地域のニーズを的確に把握して、きめ細やかな交流を行うことによりまして、礼儀的な友好親善を目的とするものにとどまらず、人的交流、文化交流さらには、技術、経済交流など様々な分野で共通の目的を持ち、相互努力協力まで発展することなどが目的であると考えております。

その後ですね、その歓迎の夕食会の後に何日か経ちまして、今年の8月にブラジルにおきまして姉妹都市提携ができないかというお話がありましたが、時間的なことでありますとか、多額の費用など、予算など様々な問題がありましたのでしっかりと目的や、今後の予定や議員の皆様にもご理解をいただくなど、協議をさせていただきお話を進めたいとお伝えをさせていただいております。

私自身の考えではありますが、姉妹都市の提携を締結し、訪問することとなれば本当に多額の費用がかかりますし、一体何名で訪問させていただければいいのか、などもしっかりと協議をさせていただかなければなりませんし、県、そして県議会議員の方々にもお世話にならなければならないと思っております。

またそして今の状況ですね、円安の状況でもありますので、まずはもし訪問ということになれば、ブラジルの方からですね、訪問を受け入れたいとは思っております。私自身の考えですが。

いずれにしても今後、本町とマリアウヴァ市との姉妹都市の提携につきましては、先ほど申しましたとおり、議員の皆様、町民の皆様に姉妹都市の紹介するとともに、参加者や、提携の内容、訪問する時期など、県や関係者ともしっかりと協議をさせていただき、進めてまいりたいと考えております。

今後、そういった協議の場には岡林議員にもぜひご参加をいただき、ご協力をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 番（岡林哲司君）

非常に前向きなご答弁ありがとうございます。

町長がおっしゃるように、この姉妹都市提携をするということになれば、議会の皆様や、まず住民の皆様の理解を得ることが必須だと思います。

ただ、このタイミングでこの話が持ち上がったということに大きな意味があるのではないかと私はとらえております。

牧野博士を題材にしたドラマが放映され、次に町として取り組む内容としては、この牧野博士との相乗効果で、観光や産業につながる水野龍氏の顕彰、そして佐川町からブラジルへと移民をしていた人々とのつながり、日本から多くの方々をブラジルへ導いた水野氏と、この尾川地区から移民をして、その血を受け継いだ方がブラジルで国会議員になられているこのタイミング、こ

の機会というのが、1つ、この姉妹都市の交流を進めていくために、すごくいいタイミングだというふうにとらえておりますので、私もできる限り、しっかりお互いの国の状況についても勉強して、少しでもこの交流事業の力になれるように取り組んでいきたいと思っておりますので、また引き続き、前向けて進めていけるように、よろしく願いいたします。

また、少しちょっとタイムリーな内容になります。5月の21日に起こったことですので、ちょっと通告書の中に間に合っておりませんで、もし答弁がこのこれにすぐできないということであれば、それはそれで致し方ないかなというところではありますが、実はこの5月の21日に、ブラジルのサンパウロ市の東洋人街、日本人街に設置をされておりました、水野龍氏の像が放火をされて消失をしております。現地には日本移民4英傑と称される、4名の方の4体の像がありましたが、この事故的に水野龍氏の像だけが燃やされたということでございます。

この像は2019年の6月に日系2世の方が製作をされ、佐川町にも来町されたことがあります、水野龍氏の三男であります、水野龍三郎氏や、この時期にコンサートでブラジルを訪れておりました歌手の三山ひろしさん、そしてブラジル日本都道府県人会会長さんや、高知県県人会の会長さんなど関係者約120名が参加して、この除幕式を行ったような像であったということです。

この我が町が生んだ偉人の像が放火され、消失するという、非常にショッキングな事件で、これを受け非常に遺憾であります。

水野氏の地元である佐川町の住民として、何とかこの像の復旧には何かしらの支援ができないかというふうに考えます。

このことについてどういう形で、またどこに対してというものの議論が必要で、質問の通告もしておりませんでしたので、町としての答弁はできないかもしれませんが、町長の個人的な見解でも構いませんので、この支援についてお答えいただければと思います。

お願いします。

町長（片岡雄司君）

先ほど申されました水野龍さんの銅像が燃やされたということで、昨日、岡林議員からお聞きをしましたので、びっくりしているところですが、今後ですね、そういった支援をしていくという

こと町を挙げてということにはならないと思いますので、やっぱりそういう団体とかそういう支援者ができたら、個人的にはご支援をさせていただきたいなと思っております。非常に残念なことで、びっくりしております。ありがとうございます。

2 番（岡林哲司君）

すいません。通告してない内容にはなりましたが、ちょっと急なことで私もこのニュースを知って、何とかできないかということでもちょっと質問させていただきました。

いろいろ私も議員としては、寄附とかいうことに関してはいろいろ制限がある中で、町以外の方が募って、国外に向けてということであれば法律的には問題がないのかなというところもありますので、また現地の情報も収集しまして、そういう支援ができるというような状況でありましたら、またお伝えしますのでよろしくお願いいたします。

昨年末、12月の定例会でブラジル高知県人会の記念行事に、次は参加をしたいという、町長の答弁もありましたので、ぜひまたこの姉妹都市交流事業が始まりましたらですね、この旧常呂町現北見市との交流事業のように、10年、20年、30年と続いていく、友好なこの姉妹都市交流事業として実現できるように、取り組みをぜひお願いをいたします。

次の質問事項に移りたいと思います。

道の駅の遊具公園について伺います。

先日、佐川町議会が町内5地区で住民懇談会を開催しました。そこで伺った町民のお声からいくつか質問をさせていただきます。

まず1つ目に、置き時計の設置を望む声がありました。無料で利用できる公園ができたことで、子供たちが自転車で遊びに来るようになりました。スマホを持たない子供が家に帰る時間を把握するためにも、また、夢中で遊ぶ子供たちと保護者がですね、時間の約束をするためにも、見えやすい位置に置き時計を設置して欲しいという声が、現地での聞き取りも含めますと複数ありましたのでこれについて担当課の見解を伺います。

産業振興課長（下八川久夫君）

岡林議員のご質問にお答えさせていただきます。

過去に町が整備した公園で、支柱を立てて時計を設置してきたところもございます。しかし、管理運用をしていく中で、経年

劣化や故障により時計の機能を果たさなくなってしまう、その修繕費用も高額となることから、その必要性を検討した結果、撤去してきたものもございます。

そういった経緯もありまして、現在公園には時計を設置していないという状況でございます。

そのため、時計の設置につきましては予算も伴うことにはなりますので、管理を任している財団法人の意見や、また内部での協議も含めまして、設置については慎重に判断をさせていただきたいと思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

予算も伴うことということで、なかなか維持管理費などもあるとは思いますが、技術の進歩といいますか、ソーラーパネル型の時計など、維持コストや設置のコストが安価なものも時代的にできてきていると思いますので、そういったところも一度調査をいただいて、可能であれば設置をしていただきたい。

ぜひ、夕方5時になれば、町のメロディーも流れますので5時は把握できると思いますが、公園は6時まで開園しておりまして、6時にピタッとゲートが閉じられるということでも今現在はないようですので、やはり子供たちが帰る時間を把握できるような、設備というのが必要なんじゃないかなと思いますので、この辺りも検討をお願いいたします。

続いて2つ目。暑いということで、もう今6月の頭ですが、もう日差しで遊具が焼けて暑いというお声をお聞きしました。

夏場でも遊べる公園にして欲しいという声が複数ありましたが、先日の山本議員の質問でも、ミストシャワーの設置が予定されているということで、その効果に期待するところであります。

ただ、日陰がもう少し欲しいとの声が複数ありましたのでこれについての担当課のご見解を伺います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

日陰につきましては、維持管理の観点から、樹木とか植栽せずに、現在、あずまやを2棟設置している状況でございます。

これまでは日よけのために、簡易なパラソルを設置するなどのご提案をいただいたこともありましたが、公園の場所は立地的

に非常に風が強く、国道も隣接する場所でもありますので、パラスルなどの風に飛ばされる可能性があるものについては設置することは難しいと判断をしております。

暑さ対策としましては、ミストシャワーを設置する計画をしておりますので、公園の利用者の皆様には、日傘や帽子などをご持参していただいて対策をしていただくというところをお願いしたいと思っております。また、その他の方法についてはまた今後も検討はしてみたいと思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

利用する方に日傘や帽子などをご持参いただいてということではありますが、なかなかベンチなども東屋の外にあるベンチに関しては、もうちょっと夏場になるとすぐは座れないような熱さになっていることも簡単に想像ができます。

また現地が風に強いということですね、風に飛ばされるようなものはなかなか設置がしづらいということも理解ができます。

ただ、一定、例えば寒冷紗などをちょっと高い位置にかけるとかですね、日陰をつくる工夫というのは、今ある建造物を利用して考えられることもあるのではないかと思いますので、また現地をしっかりとですね、見ていただいてこの日陰も設置できるのであれば、ミストシャワーと合わせて設置することでこの利用者が夏場にちょっと、暑くなり過ぎたときに休む場所であったりですか、そういう場所の提供ができれば、よりリピーターの獲得などにもつながると思いますので、これも引き続き調査と検討の方をよろしくお願いします。

3 丁目、普通のブランコが欲しいという声がありました。

インクルーシブブランコが3基設置されておまして、これに行列ができて待ち時間が長いので、普通のブランコも設置して欲しいという声がありました。

これについてはちょっとなかなかスペースの問題もあるかと思いますが、担当課のお考えをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

公園の遊具の選定につきましては、遊具公園の検討委員会においてご協議いただきまして、現在のブランコ、特にブランコエリ

アについては、県内でも珍しいインクルーシブの特性を持ったものをそろえているという状況でございます。

遊具の増設に関する要望ではございますが、現時点で普通のブランコを増設するという計画はございません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

県内、また周辺地域にもですね、様々な公園がありまして、それぞれの公園の特徴があると思います。この牧野さんの公園の特徴としましては、インクルーシブ遊具とそしてふわふわドームと。あともう1つ複合型の遊具ということでですね、この遊具をしっかりと楽しんでいただけるように、また取り組みをしていただくと。なかなか普通のブランコも設置するということになる、私も実際現地に何度も行っておりますが、スペース的にもちょっと難しいのではないかなというようなこともあります、なかなか待つ行列が長くなったりですとか、また待つ場所ですかね、この、なかなか安全に待てるような並び方ってのはそれぞれ利用者が判断をして行列を作ったりしていただいていると思いますが、危険がないようにですね、また現地も確認していただきながらこの行列についても、こっちに並んでもらったら危険が起きにくいとか、というようなことも含めて表示とかしていただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

続いて4つ目。ふわふわドームのルールをもっと見えるようにして欲しいという声が、これは複数ありました。

ルールを守って利用している人が、ルールを守らない人に注意をした際に逆ギレをされたり、これは私も確認していますが、夕方などに大人の方が靴のまま飛び跳ねている姿というのを複数回目にしました。

これは管理の面で問題があると思いますが、これの対策としては、せめてこのふわふわドームを利用できるのが小学生までということと、靴を脱いで利用するというこの2点について、どの方向からふわふわドームにアプローチをしても、見える位置に、そのルールをしっかりと掲示する必要があると考えます。

これについて担当課の見解を伺います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

ふわふわドームの使用ルールを掲示している看板につきましては、各遊具の安全領域、遊びの動線に配慮をして、フェンス際に現在設置しているという状況です。

看板を設置する場所が利用者からわかりづらく、遊びのルールが認識なく、ルールに違反して遊んでいる利用者がいるというご指摘でございますが、町としましては公園全体を俯瞰したときに、現状の位置が最良であるとは考えておりますので、看板の移設は考えてはおりません。

ただ、簡易な方法で掲示をして、事故やけがなく遊んでいただくことが大前提ですので、現地を確認した上でフェンス周りになるかとは思いますが、簡易な表示で遊びの内容、遊びの注意事項を簡略したような掲示をするように検討をいたします。以上です。

2 番（岡林哲司君）

遊具の動線を考えて今の看板の設置位置にしているというご回答でした。

私自身この質問をするにあたってですね、県内複数箇所のふわふわドームを設置している公園に調査に行きました。

そしてさらに全国のふわふわドームを設置している公園の状況も複数確認をして、今この質問をしているんですけども、県内の他の土佐市にある公園、そして香美市にある公園についてもですね、公園の入口から、そして考えられるふわふわドームへのアプローチをする動線上で必ずルールが目に入るような作りになっております。

佐川のまきのさんの公園のふわふわドームに関しては、普通に見て入口に見える入口から入ると、どちらも手前にふわふわドームがあり、奥のフェンス沿いに片面だけのルールの看板が少し離れた位置に設置をされているというような状況です。

他の公園見ますと、入口側から見てルールの看板も見えますし、またふわふわドームの側からもルールが見えるように両面看板になっていたりですとか、その動線の話もありましたが、ふわふわドームの周りがある砂地の部分の外側にさらに芝生の部分がありますが、この芝生の部分に鉄製の柱を立ててですね、そこにしっかりと靴を脱いで遊ぶこと、そして使用できる年齢についての記載があります。

これはどの方向から遊具にアプローチをしても、しっかりとルールを目視ができるというような状況になってると思いますが、ここの部分について町民からも指摘があっているというような状況です。ですのでここに、ここの部分に関してしっかりと掲示するという部分のご回答をもう一度お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

先ほどもお答えさせていただきましたが、ルールについては見えづらいというご指摘はございますが、看板としては掲示はしております。

補足するような形でその看板のルールを読んで遊んでくださいというような形の掲示を、A3の紙等、ラミネートしたようなもので、まずは設置をしてどのような状況になるのかは確認したいと考えております。現時点では新たに設置をする、または移設をするというところは考えておりません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

我々大人であればですね、ルールを、看板を見て、ルールを見てそれを確認してから遊んでくださいというのはわかりますが、この公園を楽しみに来てふわふわドームに向かってまっすぐ走っていく子供たちですね、このルールを読んでくださいっていうのを見て、看板のところ行って、ルールを読んで遊具で遊ぶかといえ、そういうことはないと思います。

子供たちが遊ぶという視点がまず抜けているのではないかというふうに感じます。

私が先ほども申しましたが、他の公園のふわふわドームの周りをしっかりと確認していただきますと、靴を脱いで遊ぶ、これもひらがなで書いてあります。靴を脱いで遊んでください。そして、数字で、例えば3から6歳、そして、または12歳までというような、非常にわかりやすい表示がされてます。その上で、このルールを破る人がおれば、これは周りからも指摘がされると思いますが、今の佐川のふわふわドームの現状では、ルールがわかりにくいということが町民からも指摘されてますし、またそれを指摘した方が、逆に怒られて不快な思いをしたというような報告も入ってますので、ここに関してはしっかりと他の公園を参考にしてですね、誰が見ても子供が見てもわかるルールの掲示というのが、それをするのが必要なんじゃないかというふうに思います。

ここについてももう一度ご答弁をお願いします。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岡林議員が大人の方が靴を履いたまま乗っていたという指摘受けましたが、やっぱりそれはもう個人個人のモラルの問題でありますので、もし見かけましたら岡林議員も強く注意をしていただければと思います。

もちろん私も見かけたら強く注意をしますが、やっぱり先ほど課長の方からも言いました、看板を移設することは考えておりませんし、子供を親が連れていってですね、それを注意する。そういうふうな使用をするという教えるというのも、1つのあれですので、子供が勝手にですね、上がっていけばその子供に対してもその周りの親とかが注意すべきだと考えておりますので、やっぱりそれは、あれば、確かにそれを読んでやるかもわかりませんが、やっぱりこれは個人、家庭のモラルだと思ってますんで、その辺はご理解をいただきたいと思います。

2 番（岡林哲司君）

今、町長がおっしゃいましたその利用する方のモラルの問題というのは、確かにそうではありますが、ルールが明確にわかるように掲示されていてそれを言うのと、なかなかそのルールがわかりにくいと言われるような状況でモラルの問題やというのは、大きな違いがあるというふうに思います。

今、私が言ってるのはそんなに費用がかかるような話ではないです。例えば三角コーンに靴を脱いで遊びましょうということと、12歳までしか利用できませんというようなことを書いて、周りに何ヵ所か設置するだけでも、例えば今ちょっとわかりにくい、出入口がわかりにくいんですけども、遊具公園用の駐車場側からの1ヵ所のゲートと、あと道の駅の上の方から来たところのゲートの1ヵ所と、担当課から伺いますところ、臨時駐車場の方から、ちょっと自分でゲートを開けて入るの3ヵ所の入口があると思います。

この3方向からアプローチしても見るような場所に、三角コーンに例えば靴を脱いで遊びましょうということと、12歳までしか使えませんよ、という簡単なルールを掲示しておくだけで、随分と違うのではないかと思いますので、ぜひこの点については、

確かに利用する方のモラルの問題ではありますが、しっかりとルールを提示するというところに、ここをしっかりと確認してですね、本当に他の遊具公園見ていただくと、どこもこういうことをしっかりと対応されてますので、その部分に関しては、ぜひ進めていただきますようお願いします。

町長も行政報告の中でですね、地域の声に積極的に耳を傾け、改善すべき点は改善するなど、一層お客様の満足度の向上と、リピーターの獲得に合わせて運営体制の強化とかの充実を図ってまいりたいというふうに、行政報告でも仰ってましたので、ここについて今一度、町長の方でも、担当課に確認をお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど下八川課長の方からも言いましたが、ラミネート系のやつですね、三角コーンというのはちょっと飛んだりして危ないというところもあると思いますんでフェンスにくくるとか、そういった方法で対応していくという答弁をさせていただいておりますので、その辺は何ヵ所かそういうことを協議をさせていただいて設置をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

ぜひよろしくお願いいたします。

ふわふわドームに関してはこれで置いて、続いて次の質問に移りたいと思います。

続いて今までに質問をしてきた内容についての確認をいくつかしたいと思います。

以前、道の駅の店内、店外で座る場所や、飲食スペースの少なさについて質問させていただきました。現在は店の外についてはベンチなどが多数設置され、座るスペースがかなり増えたように感じます。南側の芝生広場でも、先日そこで買ったものを広げて食べている親子の姿を見かけました。これについてはしっかりと町として対応していただいているというふうに感じております。

これから夏場を迎えるにあたり、以前にも南側の芝生広場で日陰の確保やパラソルの設置などの質問をしておりました。

店内の飲食スペースと併せて、南側広場、芝生広場への日影の設置について、現在の状況をお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず、屋内の飲食スペースの増設につきましては、まきのさんの市場とイートインスペースの間にございます、情報発信のエリアとなっている佐川通りの窓側にカウンターテーブルの設置を計画しており、増設すれば10席程度の確保ができる予定でございます。増設費用につきましては、今回の補正予算で掲示しております。

また屋外の芝生広場の暑さ対策につきましては、ターフを二貼り、貼りたいと考えておりまして、この予算につきましても補正予算の方で掲示させていただいておりますので、議決をいただければ、速やかに両方とも発注して設置をしていきたいと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

これらの点に関して利用者の声を活かした改善がしっかりされているというふうに感じます。引き続き、利用者の声に耳を傾け、満足度の高い道の駅になるように取り組みをお願いいたします。

続きましてインクルーシブ遊具の設置の意義について伺います。

今までも何度か質問に出ておりましたが、インクルーシブ遊具とはどのようなものでしょうか。

担当課のご説明をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

インクルーシブ遊具は障害の有無や、年齢、性別等に関係なく、多世代が一緒に楽しく遊べる遊具というところで理解をしております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

障害のある方や多世代と一緒に遊べると、境目なく遊べるというようなことですが、遊具が必要な方々に寄り添った公園の作りになっているというお考えでしょうか。

担当課のお考えをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず公園の整備につきましては、佐川町道の駅基本計画に基づいて、人が滞在できるような道の駅、また目的地になるような道の駅ということで、公園のほうを整備をしております。

その公園の中に置く遊具につきましては、遊具公園検討委員会におきましてご意見をいただいて、インクルーシブ系の遊具を設置するというので、現在設置をしているという状況になっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

検討委員会の検討の結果、設置をしたということでありますが、その上で質問をさせていただきます。

多くの住民や利用者から本当に多くの声が上がっています、トイレの設置について、先日、山本議員の質問にもありましたが、再度、現在の町の考えをご答弁願います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

公園の整備につきましては、道の駅の計画に基づいて整備をされたということで、一旦道の駅エリアのハード整備については完了しているというところで認識をしております。

公園の近くにトイレが欲しいというご要望につきましては、昨日、山本議員のご質問でも、町長と自分の方で答弁をさせていただきましたが、整備費用に5千から7千万で、ランニングコストで、年間200万。また別途、設計や施工監理費用等も発生してくると思います。ランニングコスト、10年分も換算すれば1億円程度の事業という形になりますので、町全体の行政サービスの中で、トイレの必要性については、判断していく必要があると考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

このトイレの設置についてはですね、住民や利用者から本当に多くの声をいただいております、町として今の説明どおり設置をしないという方針であればそれを住民にしっかりとご理解いただくまで丁寧に説明をする責任があると思います。

それについてはどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

トイレについてはあったらいいという要望でございます。あったらいい、して欲しいというような施策事業については、トイレ以外にも多数ございます。

当然、そういった機会があれば、トイレの、現在設置しない理由については先ほどご説明させていただいたような内容については、回答していきたいというところで考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

設置をしないという方針ということは変わらないということですが、すけれども、今現在、トイレは道の駅にありますということと、ゴミを捨てないでくださいという掲示がA4サイズのラミネートされたものを、フェンスにこう結束帯やガムテープで貼りつけているというような状態です。

トイレを設置しないということであれば、これは常設的に公園に対して掲示しないといけないことであると思いますので、もっとトイレがどこにあるか、もっとしっかりはっきりわかるように、どの入口から入っても、どれぐらいの距離でトイレがあるのかというのを掲示する必要があるかと思いますが、それについてのお考えをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

トイレの場所等も含めて、掲示にちょっと不足があるようなところがあれば、利用者の方にわかりやすく、掲示については追加をしていきたいと思えます。

また追加をしていく中で、常設的にやった方がいいものにつきましても、簡易なものではなくて、しっかりとした看板の設置の方に切り換えは検討していきたいというところで考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ぜひ、トイレを設置しないという方向性であれば、しっかりと誰から見てもわかるようにトイレまでの距離や位置を掲示していただきたいと思います。

今の状況ですと、トイレが遠いため急いで道路を横断したり、トイレに急ぐあまり一方通行を逆走してトイレに向かっていくような状況も見かけております。

子供が、自分の子供がトイレを必死に我慢してる状況を考えると、あー漏れちゃったね残念、とは簡単にはなりません。子供の尊厳にも関わる問題です。なので親が急いでこうなる、逆走などをすることは仕方ないと思える部分もありますが、これは非常に大変に危険な行為ですので、車への飛び出し注意の喚起や、車道を逆走しないように一方通行の形状をわかりやすくすることも必要だと思います。

あくまでもトイレの設置をしないという方針に対しての提案であって、私個人としては、引き続きトイレの設置の可能性について諦めず提案をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税の活用やクラウドファンディングの活用なども、いろいろ町の負担が少なくなるような方法もありますので、ぜひこれについても検討いただきたいと思います。

続いて、別の次の質問に移りたいと思います。

先日の山本議員と、本日午前中の下川議員からも国道 33 号線の歩行者用の通路について、様々な可能性を想定した改善のお話がありました。

道の駅のオープン当初は、道の駅の本体とおもちゃ美術館という商業施設のみでしたが、今は公共施設としての遊具公園がありますので、お子さんがしっかりと安全にこの公園に来れるような対策というのを、先ほどまでの答弁でも、町としても引き続き要望していくという話でありましたが、これについてもしっかりと要望していただきたいと思います。

また今月末に予定されております道の駅の 1 周年記念行事に、国交省の尾崎政務官に参加いただけるということで、ぜひこのトンネルの現状をですね、実際に見ていただいて、この今の現状というのを把握していただいて、町長からもご要望いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは簡潔に最後の質問に移りたいと思います。

町長の行政報告について簡潔に 2 点ほど伺います。

まず 7 月に予定されております職員採用試験についてですけれども、この職員採用の予定が予定どおり採用されれば、この職員定数というのに達するものか、もしくはこの 6 年度中の採用目標で定数を達成するのかお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えさせていただきます。

今回の採用試験では、町長部局の職員を若干名採用する予定となっております。採用人数につきましては、来年度の4月1日時点で、定数に足りていない職員数を採用する予定とさせていただいておりますので、予定どおりの採用人数を確保することができれば、達成するということになると思います。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

議会の方からもですね、各職員一人一人への負担のことも考えて、職員定数の改善というのもさせていただいておると思いますので、しっかりと採用をしていただき、一人一人に余りにも負荷がかかり過ぎないように、採用をしていただくようによろしくお願いします。

もう1点最後に、新図書館の工期の遅れについて伺います。

新図書館については工事が若干遅れてるということですが、工事が遅れた場合でもオープンを予定どおりにするという事で伺いました。

通常、博物館などでは、建物が完成してから商品を搬入するまでには、建材に使用される化学物質などの影響が落ち着くまで一定の期間、置く必要があるというふうに聞いております。

この新図書館にはこうした期間は設定されていないのでしょうか。

担当課の答弁をお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

では岡林議員の質問にお答えをいたします。

議員お尋ねのとおり、博物館や美術館等では建物が新築された際、化学物質や水分が建物から放出されるということから一定期間、換気の期間を設ける、いわゆる枯らしといいますけども、この枯らしの期間を設けることをしますが、図書館の場合は書架に並べる資料等は一般的な図書であるということから、そういった期間を設けるということは特には求められておりません。

ただ新しい図書館では、川田文庫の資料を収蔵するということになっておりますので、この川田文庫の約1万2千冊の中には貴重な資料もありますので、この川田文庫の引っ越しについては、

この枯らしの期間を設けるということも含めて、化学物質等の濃度が適正な数字に落ち着いた後に、収蔵するということにしていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

しっかりと川田文庫の所蔵品について枯らしの期間を設けていただいているということで安心をしました。

かなり走り走りになりましたが、以上で私の本定例会での予定しておりましたすべての質問を終わります。

丁寧なご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、2 番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで今、定例会に通告がありました、すべての一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議を 13 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時 2 分

